

大気や水などの環境保全の推進に向けた
考え方について（答申）

令和２年 11 月 27 日

川崎市環境審議会

はじめに

川崎市は、大気や水などの環境保全の総合的な推進に向けて、令和元（2019）年5月16日に、「大気や水などの環境保全の推進に向けた考え方」について環境審議会に諮問した。専門的な審議を行う必要があることから公害対策部会に付議し、大気や水などの環境の更なる改善に向けて取組を総合的、計画的に進めるためには、大気・水環境分野に係る計画の策定が必要であるとして、公害対策部会、大気・水環境に係る計画策定部会において8回にわたり議論を進めてきた。

その間、新型コロナウイルス感染症による感染が拡大し、令和2（2020）年4月7日には政府から「緊急事態宣言」が発出され、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から「新しい生活様式」の実践例が示されるなど、生活や経済に大きな影響を及ぼしている。こうした社会状況の変化も踏まえ、大気や水などの環境保全の推進に向けた考え方について、環境審議会として審議結果を取りまとめたので、ここに答申する。

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 背景	1
2 計画策定の目的	1
3 計画がめざす方向性、視点	2
4 計画の基本的事項	3
(1) 位置づけ及び計画の範囲	3
(2) 計画期間及び構成	4
第2章 現状と課題	5
1 川崎市の概況と今後の見通し	5
(1) 市全体の現況	5
(2) 今後の見通し	6
2 環境の現状（これまでの成果と課題）	8
(1) 大気環境の現状と課題（騒音、振動、悪臭含む）	8
(2) 水環境の現状と課題（土壌、地盤含む）	14
(3) 化学物質（大気・水に含まれるもの）の現状と課題	22
(4) 市民意識の現状と課題	24
3 社会状況の変化	30
4 課題と今後の方向性	31
(1) これまでの成果を踏まえた課題のまとめ	31
(2) 今後の取組の方向性	31
5 その他	32
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 基本理念	33
2 計画策定の方針	34

3 目標	35
(1) 大気環境	35
(2) 水環境	35
(3) 化学物質	36
(4) 市民実感	36
 第4章 基本施策	 38
1 施策体系	38
2 基本施策	39
I 安全で良好な環境を保全する	40
I-1 大気や水などの環境保全	40
II 安心で快適な環境を共に創る	41
II-1 環境影響の未然防止	41
II-2 事業者の自主的な取組の促進	42
II-3 環境配慮意識の向上	42
II-4 多様な主体との協働・連携	43
3 考慮すべき視点	43
(1) 地域の特性を踏まえた取組	43
(2) 主要な環境分野との連携及び関連施策との連携	47
 第5章 推進体制及び進行管理	 50

付属資料

資料1 市民意識調査「川崎市の大気、水などの環境に関するアンケート」結果概要	付属資料-1
資料2 大気環境の代表的な指標「光化学オキシダント環境改善評価指標値」の考え方について	付属資料-6
資料3 基本施策ごとの指標一覧	付属資料-8
資料4 川崎市環境審議会開催経過	付属資料-10
資料5 川崎市環境審議会委員名簿	付属資料-11
資料6 諮問文（写）	付属資料-13
資料7 用語集	付属資料-14

第 1 章 計画策定の趣旨

1 背景

川崎市の大気や水などの環境は、全国に先駆け制定した川崎市公害防止条例（以下「旧公防条例」という。）や川崎市水環境保全計画等、様々な独自の取組と法規制により大幅な改善が図られ、近隣都市と比べても遜色ない状況となっている。

川崎市は、これまでに京浜工業地帯の中核として我が国の工業発展を牽引してきた一方で工場から排出されるばい煙や汚水による公害被害など、甚大な公害を経験した。これに対して、昭和 47（1972）年に川崎市独自の大気汚染に関する総量規制を規定した旧公防条例を制定し、その後も段階的に規制を強化するとともに、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等による法規制と合わせて対策を進めてきた。

また、平成 6（1994）年には、川崎市環境基本計画に公害対策を位置付け施策を推進し、水環境については、平成 24（2012）年にそれまで取り組んできた河川水質管理計画と地下水保全計画を統合した水環境保全計画を策定して総合的な施策を推進してきた。

このように法規制と合わせて川崎市独自の取組を中心とした施策に取り組んできた結果、多くの項目で環境基準を達成するなど、大幅な環境改善が図られた。公害の歴史を繰り返さないためにも、改善した大気や水などの環境を良好に保全していくことが大切である。

また、環境改善の一方で、川崎市が実施した市民意識調査等の結果では、依然として市民の意識に公害のイメージが残っており、環境が改善されていることが市民に十分に浸透していないことが確認された。より良い大気や水などの環境を次の世代に引き継ぐためにも、更なる環境の向上を図るとともに、大気や水などの環境の改善について市民に実感してもらうことが大切である。

2 計画策定の目的

前項に述べた背景を踏まえ、改善が図られた大気・水環境を保全することに加えて、市民実感にもつながる更なる環境の向上を図っていくためには、法律や川崎市公害防止等生活環境の保全等に関する条例（以下「市条例」という。）に基づくこれまでの取組に継続して計画的に取り組むとともに、市民・事業者と一体となって効果的かつ計画的に施策を推進していく必要があり、大気や水などの環境保全に係る総合的な計画（以下「大気・水環境計画」という。）を策定して計画的に施策を推進すべきである。

なお、大気・水環境計画は、大気や水などの環境保全に係る総合的な計画であることから、これまで水環境に係る施策を推進してきた水環境保全計画は統合すべきである。

3 計画がめざす方向性、視点

川崎市が取り組んできた大気や水などの環境保全の取組を適切に継続するとともに、更なる環境の向上や良好な環境に関する市民実感等の向上を図る新たな視点を取り入れた取組を進めていく必要がある。

環境改善の一方で、市民の実感が高まっていないこと（P24～29 参照）を踏まえると、これまで以上に大気や水などの環境に係る情報の周知に取り組む必要があるとともに、市民・事業者と連携して取り組んでいくことも効果的と考える。周知に際しては、大気や水などの環境に一層関心を高めてもらえるよう、より身近な地域ごとの環境を伝えるなどの工夫をすることも一つの方法である。

ここで述べている更なる環境の向上や良好な環境に関する市民実感等の向上に取り組む際には、それぞれの取組がつながっているという考え方が重要である。つまり、身近な環境の問題や取組に対する関心や環境配慮意識を高めてもらうことが、個々の市民や事業者の環境配慮行動につながり、こうした個々の環境配慮行動が更なる環境の向上につながり、その結果が市民実感等の向上につながるといった考え方である。

また、脱炭素化、自然共生、資源循環といった他の環境の分野でも、市民や事業者による環境配慮が求められており、環境に係る他の分野との連携という視点も重要であることから、環境分野に対するあらゆる環境配慮を促すような視点で取組を進めることが効果的と考えられる。

なお、他の分野との連携に関しては、国連 SDGs（持続可能な開発目標、P30 参照）に見られるように、経済・社会・環境といった様々な分野に係る取組を統合的に進める考え方が広く認知されるようになってきている。このほか、良好な環境を保全し、更なる環境の向上を図るとともに、将来にわたる快適で質の高い生活の確保をめざす上では、都市機能との調和についても考慮する必要がある。将来を見据えた計画を策定していく上では、こうした近年の社会の動向等についても考慮することが重要である。

以上のことを踏まえて、計画では安全かつ安心で快適に暮らせる大気や水などの環境を目指し、次の2つの方向性と2つの視点を基本として取組を推進することが望ましい。

【2つの方向性】

- 安全で良好な環境を保全する

大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの環境関連法、市条例に基づく規制を中心とした取組を継続して実施し、環境基準の達成維持を図るなど、これまでの取組で改善した大気や水などの安全で良好な環境を保全する。

- 安心で快適な環境を共に創る

事業者の自主的な取組、市民など多様な主体との協働や、環境配慮意識の向上に資する取組などを実施し、更なる環境の向上や良好な環境に関する市民実感等の向上を図るなど、市民・事業者と一体となって、安心して快適な環境づくりを進める。

【2つの視点】

- 地域の特性を踏まえた取組

川崎市は地域ごとに特徴があるため、地域の特性を踏まえ、地域ごとの大気や水などの環境に係る取組や情報を効果的に発信する。

こうした取組を通じて環境配慮意識の醸成や市民実感の向上を図る。

- 主要な環境分野・関連施策との連携

主要な環境分野や大気や水などの環境と関連する施策など、相互に効果が波及し合うことが期待される取組を推進する。

こうした取組を通じて、環境分野間の連携、社会・経済をはじめとする他分野との連携による複合的な環境施策の展開を図る。

4 計画の基本的事項

(1) 位置づけ及び計画の範囲

ア 計画の位置づけ

大気・水環境計画は、川崎市の総合計画で定めるめざす都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」を環境面から実現していく役割を担い、環境行政を総合的かつ計画的に推進するために策定している「環境基本計画」の基本的施策のうち、大気や水などの環境保全分野の理念や目標、施策体系、具体的な取組を示し、施策を推進するものとして位置づける。

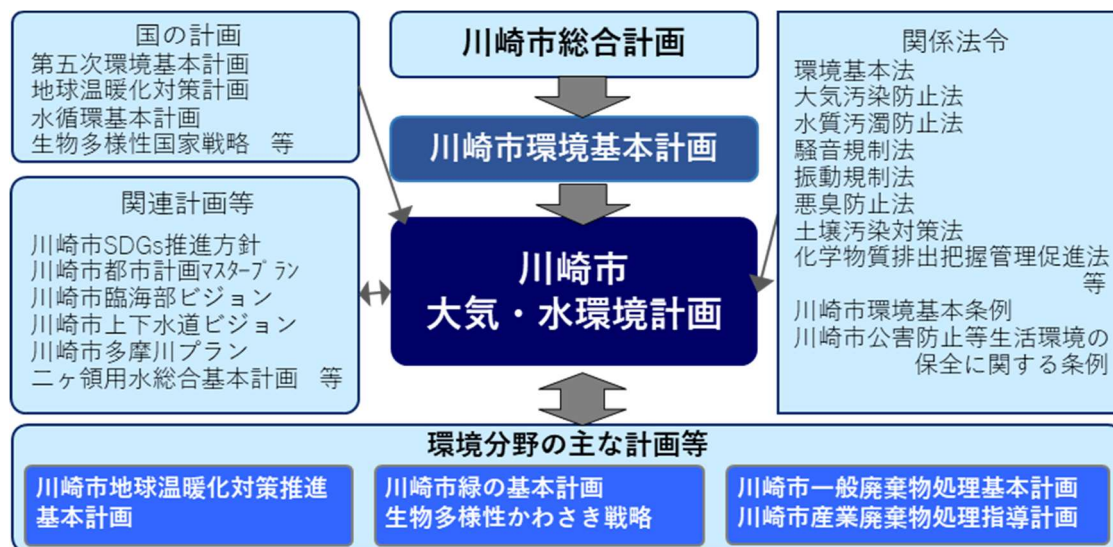


図 1 計画の位置づけ

イ 計画の対象範囲

環境基本計画における環境要素「大気や水などの環境保全」を形成する「大気環境」（大気、騒音、振動、悪臭）、「水環境」（水、土壌、地盤）、「化学物質」（大気・水に含まれるもの）に加え、大気や水などの環境に関する市民の実感（「市民実感」）を対象範囲とする。

（２） 計画期間

大気・水環境計画は環境基本計画に係る個別計画として策定することから、環境基本計画と整合を図り、10年先の令和12（2030）年を見据えた計画とする。

大気や水などの環境の変化を継続的に把握し、取組の効果を踏まえつつ新たな取組の構築、取組の見直しを図っていく観点から、策定後5年で具体的な取組の見直し等を行うことが望ましい。

第2章 現状と課題

1 川崎市の概況と今後の見通し

(1) 市全体の現況

川崎市は南東から北西に細長い地形を有しており、市民の日常的な生活エリアである「生活行動圏」は、川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅など、拠点となるターミナル駅を中心に形成されている。

また、東京都と横浜市に隣接する立地から、交通量の多い幹線道路（高速湾岸線、東京大師横浜線（産業道路）、第三京浜道路、国道246号、東名高速道路等）が市を横断している。

生活行動圏で分類した地域ごとにみると次の特徴が挙げられる。

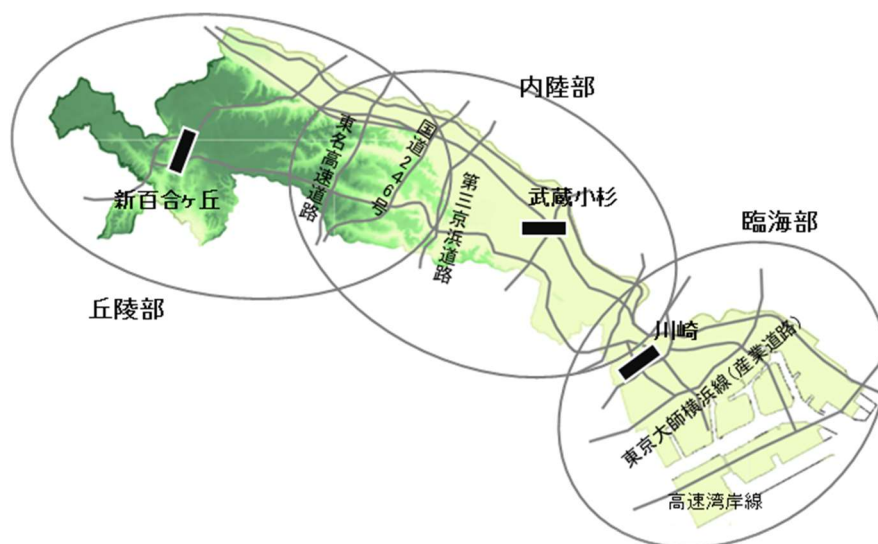


図2 川崎市の地域区分

ア 臨海部

産業道路以南の工業専用地域は東京湾に面し、石油化学、鉄鋼、発電所等の大規模な工場が集積しており、近年では研究開発機関の集積も進んでいる。また、産業道路以北では工場跡地に大規模集合住宅が建設されるなど、工業・商業地域の一部が住宅地となっており、工場・商業施設・住宅が混在している。

環境面では、大型車交通量の多い幹線道路（産業道路等）が存在している。水質保全の上で重要な下水道は、市街地は合流式区域で、工業専用地域は下水道処理区域外となっている。

イ 内陸部

道路・鉄道網が発達し、交通利便性が高い。大規模集合住宅が多く、近年、若年層人口が増加している。また、住宅地と中小規模の工場、研究施設等が混在している地域でもある。

環境面では、河川が市街地近くを流れ、市を横断する幹線道路も居住地近くに存在している。下水道は合流式区域と分流式区域が混在している。

ウ 丘陵部

生田緑地や多摩丘陵など、豊かな自然が残されている。一方で、定住化する都市型住宅が多く、高齢化が進行している。

環境面では、豊かな緑が多く、湧水も多く存在している。下水道は分流式区域となっているが、浄化槽も存在している。

(2) 今後の見通し

ア 社会構造及びインフラ等の変化

川崎市の人口の状況は、日本全体で人口の減少が進む中、令和2(2020)年現在増加傾向にある。令和12(2030)年にピークを迎え、その後減少していくと予想されている。

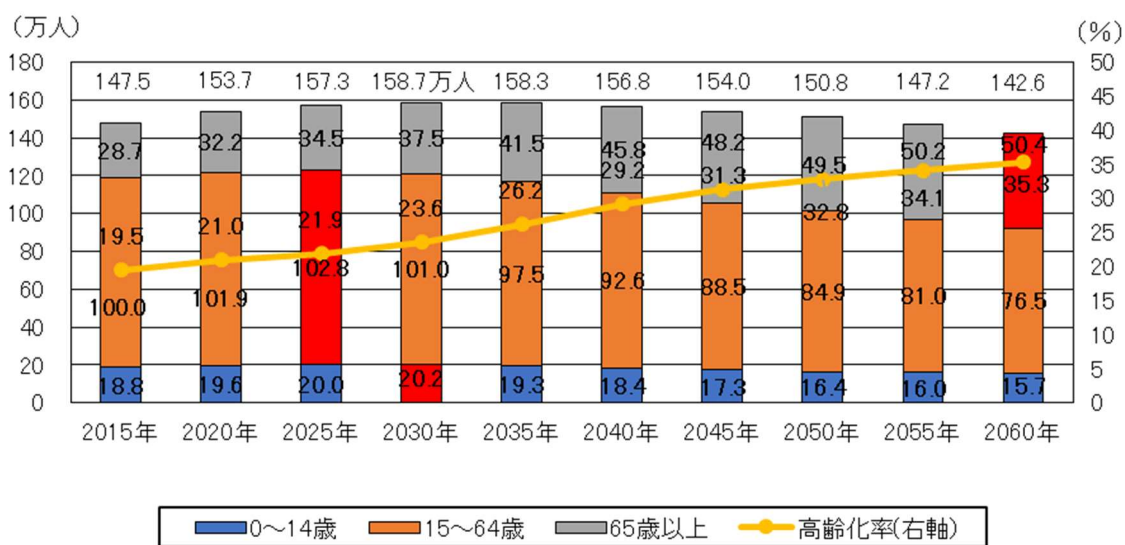


図3 川崎市将来人口推計(平成29(2017)年5月)

川崎市総合計画第2期実施計画を基に作成

産業の状況は、中心産業であった製造業における事業所数及び従業員数は減少傾向にある。一方で、臨海部は研究開発機関等の集積が進むとともに、工場跡地に物流施設が進出している。

交通の状況は、臨海部へ物流施設が進出するなどにより、大型車交通量の増加が予測されている。また、羽田連絡道路や臨港道路東扇島水江町線等、新たな道路の開通により、交通の流れが変化することも予測される。

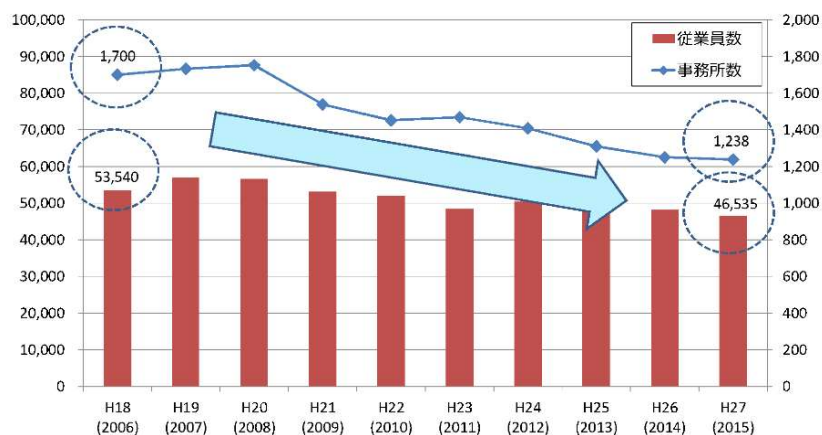


図 4 川崎市の事業所数・従業員数の変遷(H18～27 年度)

出典: 川崎市総合計画第 2 期実施計画

下水道の状況は、老朽化対策による安定的な下水道機能の維持に加え、更なる水質改善に向けて高度処理を推進している。

河川の状況は、洪水による災害の発生防止や河川環境の整備と保全を目的とした整備が行われている。また、平瀬川支川、二ヶ領用水では河川環境に配慮した親水空間の整備を進めている。

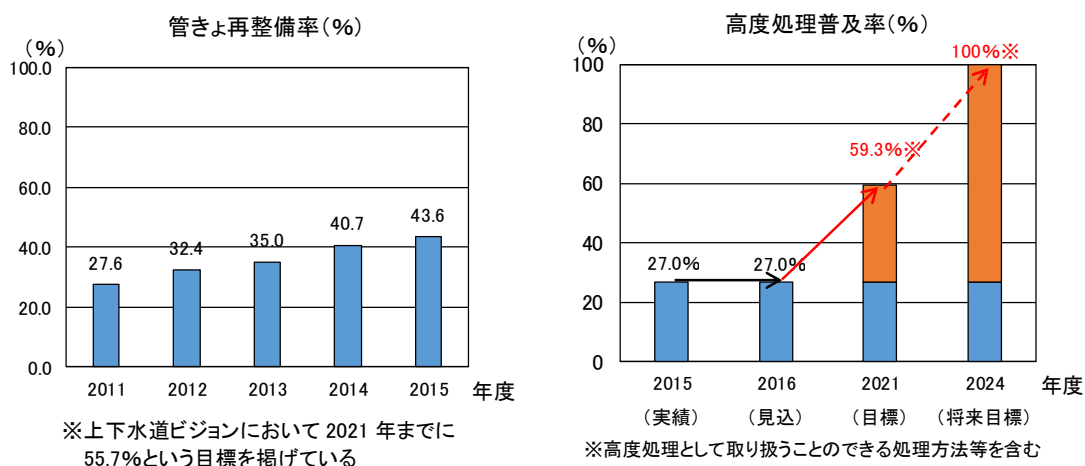


図 5 左: 老朽化下水管きよ再整備率 右: 高度処理普及率及び将来目標

出典: 上下水道ビジョン・中期計画(2017～2021)

イ 気候変動による影響や大規模災害への対応

世界的な気候変動の影響により、川崎市においても、年平均気温の上昇や真夏日の増加が予測されており、エネルギーについては、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーや水素などの次世代エネルギーの利活用など、化石燃料からの転換を進めている。

また、気候変動に伴い短時間強雨の発生頻度が増加すると予測されており、大雨による浸水被害や、丘陵部での土砂災害の恐れなどが指摘されている。さらに、今後 30 年以内に M7 クラスの大地震が発生する切迫性が高いとされている。

2 環境の現状（これまでの成果と課題）

（1）大気環境の現状と課題（騒音、振動、悪臭含む）

市内の大気環境は、大気汚染防止法に基づいて、一般環境大気測定局（一般局）及び道路沿道に設置している自動車排出ガス測定局（自排局）で大気汚染物質を常時監視しており、その環境濃度はこれまでの市民・事業者・行政の取組や、大気汚染防止法・市条例及び環境基本計画に基づく各種取組により大幅に改善している。また、環境基準を継続して達成するなど、近隣自治体と比較しても遜色ない状況である。

しかしながら、二酸化窒素や微小粒子状物質（PM2.5）については、環境基準等を達成しているものの、基準値に近い濃度で推移している測定局もある。また、光化学オキシダントは、全国的に環境基準を達成しておらず、光化学スモッグ注意報は、川崎市を含め首都圏を中心に毎年発令されている。

飲食店等の事業所や工場等からの悪臭、騒音・振動の苦情や、石綿（アスベスト）使用の可能性がある建築物の解体工事等も継続している。

ア これまでの主な取組

（ア）大気環境の常時監視等

a 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視

大気汚染防止法に基づき、市内の一般局 9 局及び自排局 9 局計 18 測定局で、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等の大気汚染物質について、常時監視を実施しており、ホームページ等で情報発信している。



図 6 大気環境の常時監視地点

b 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の常時監視及び成分分析

大気汚染防止法に基づき、市内測定局において PM_{2.5} 濃度の常時監視（成分分析を含む。）を実施している。

c 有害大気汚染物質等の常時監視

大気汚染防止法に基づき、市内 4 地点において、優先取組物質等 22 物質について常時監視を実施している。

d ダイオキシン類の常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、市内一般環境 3 地点において、ダイオキシン類の常時監視を実施している。

e 酸性雨の環境調査

市条例に基づく酸性雨の発生状況の監視等を目的として、市内 1 地点において、酸性雨の状況の調査を実施している。

f 特定フロン及び代替フロンの環境調査

長期的傾向の把握及び対策効果の検証を目的として、市内 4 地点において、特定フロン及び代替フロンの大気環境濃度を調査している。

(イ) 工場・事業場における大気汚染対策

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例に基づく、届出審査及びばい煙測定等の立入検査を実施するとともに、大手工場に対しては自動監視システムによる大気汚染物質の常時監視を実施して指導を行っている。

(ウ) 交通環境対策

自動車排出ガスによる大気汚染対策としては、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づくディーゼル車運行規制を実施するとともに、市条例に基づくエコ運搬制度を運用するなど、低公害・低燃費車への代替や、エコドライブの普及促進を図っている。

(エ) 石綿（アスベスト）対策

大気汚染防止法及び市条例に基づく建築物等の解体等工事における届出審査及び指導によるアスベストの飛散防止対策を実施している。

(オ) 悪臭対策

市条例に基づく届出審査を行い、事業者への指導を行っている。また、飲食店等の事業所や工場等からの悪臭苦情について、市条例に基づいて対応するとともに、悪臭防止法及び市条例に基づき工場等への臭気測定（立入調査）を行うなどの監視・指導を行っている。また、悪臭防止法に基づく臨海部の大気環境中の悪臭調査を実施し、悪臭の実態把握に努めている。

(カ) 騒音・振動対策

騒音規制法、振動規制法、市条例に基づく届出審査を行い、事業者への指導を行っている。また、工場や交通（自動車・鉄道・航空機）等に関する苦情について、騒音規制法、振動規制法及び市条例に基づいて対応するとともに、交通騒音については、市内各所で測定を実施して騒音の状況を監視している。

イ 取組の成果

二酸化窒素（ NO_2 ）、微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）などは、取組の結果、環境基準を継続して達成している。

(ア) 二酸化窒素（ NO_2 ）

二酸化窒素の環境濃度は、市内全 18 測定局において、平成 25（2013）年度に、環境基準を達成するなど低下傾向にある。

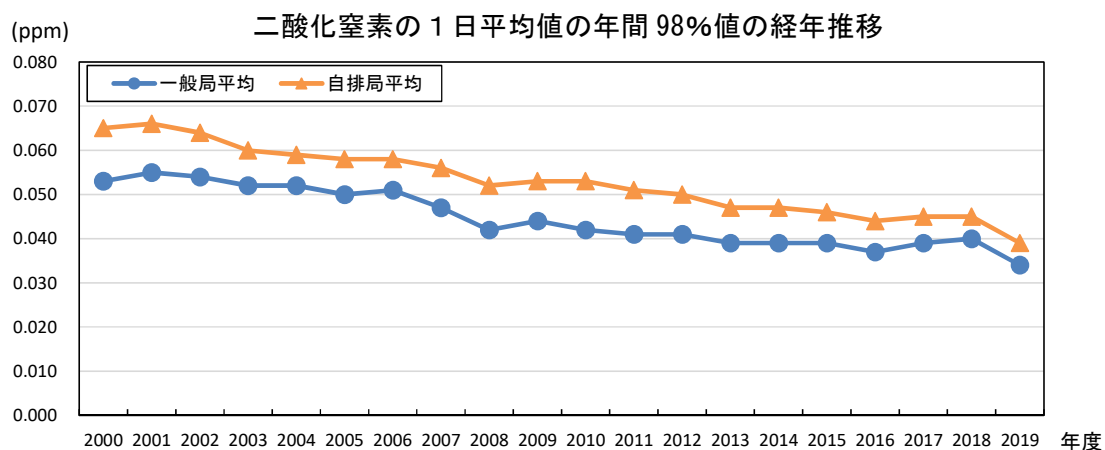


図 7 大気環境中の二酸化窒素濃度の経年推移

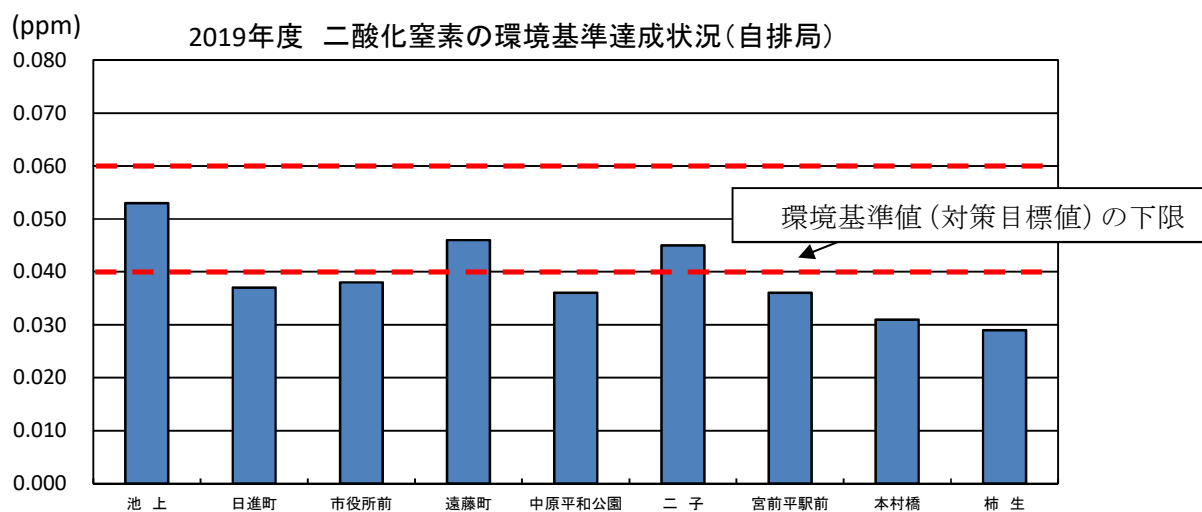
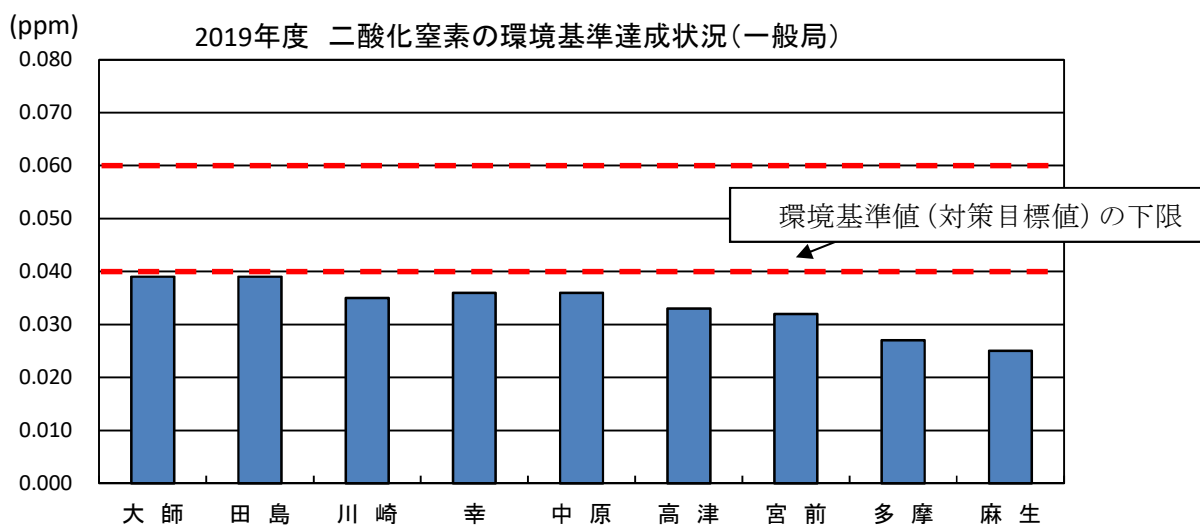


図 8 二酸化窒素の環境基準達成状況

(イ) 微小粒子状物質 (PM2.5)

PM2.5 については、これまで環境基準の達成に向けて、常時監視体制の整備及び実態把握を行い、対策を推進してきた。

令和元（2019）年度は一般局（8 局）及び自排局（8 局）の全 16 局において測定しており、平成 28（2016）年度以降、測定している全局で環境基準を達成するなど環境濃度は低下傾向にある。

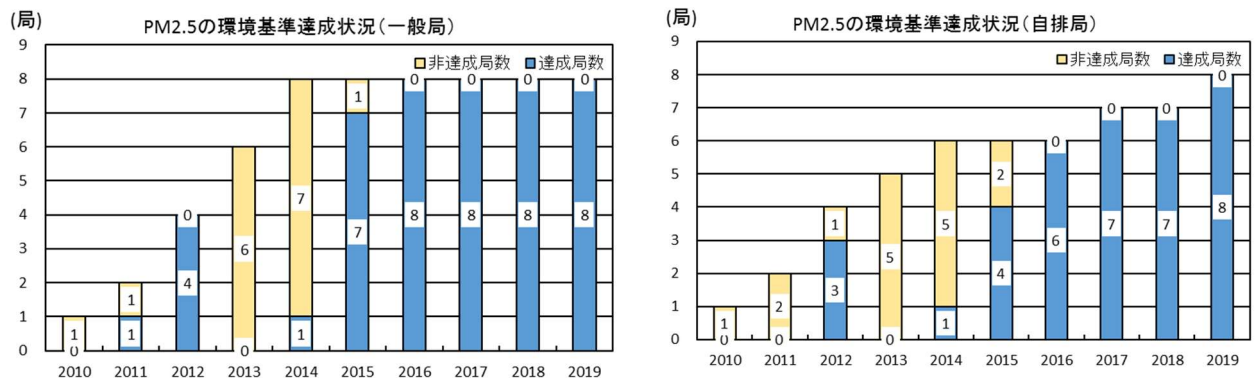


図 9 PM2.5 の環境基準達成状況

(ウ) 光化学オキシダント

光化学オキシダントについては、原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)が平成 18（2006）年に大気汚染防止法の改正に伴い規制されたことで、VOC の排出が削減され、環境中の VOC の指標である非メタン炭化水素(NMHC)濃度が低下傾向となっている。

一方で、光化学スモッグ注意報の発令日数は、年度によってばらつきがあるものの、概ね横ばいで推移している。

さらに、平成 26（2014）年に環境省から示された光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標「光化学オキシダント濃度 8 時間値の日最高値の年間 99%タイル値の 3 年平均値（以下「国の新指標」という。）」では、気象要因や越境汚染によると思われる変動はあるものの、概ね横ばい傾向であり、低下傾向が見られていない。

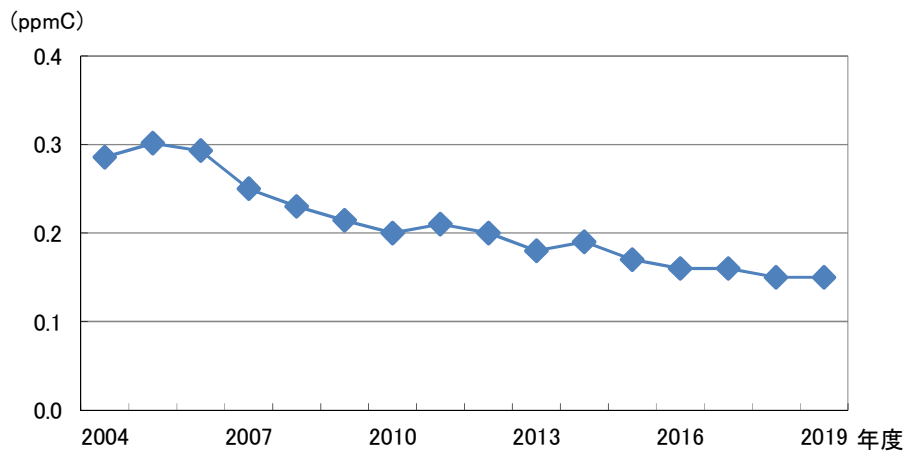


図 10 非メタン炭化水素濃度の年平均値の経年推移(1-24 時)

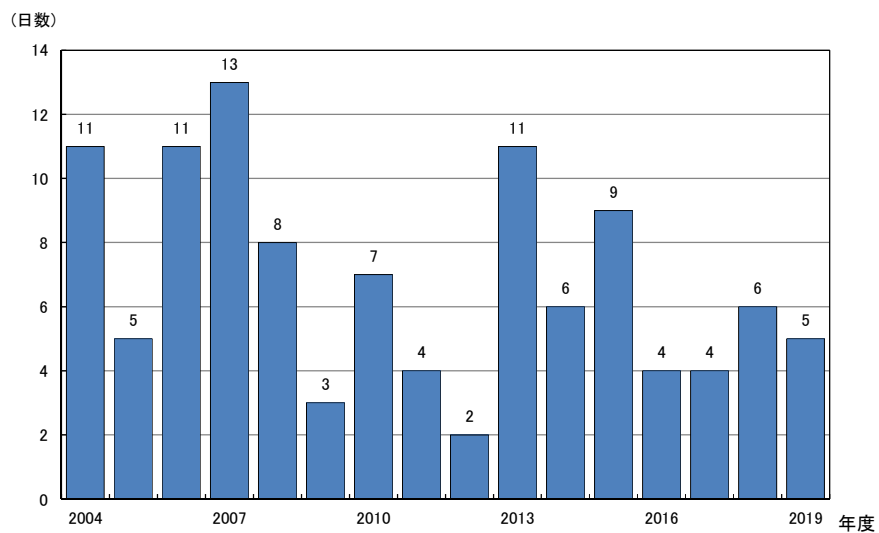


図 11 市内の光化学スモッグ注意報の発令日数の推移

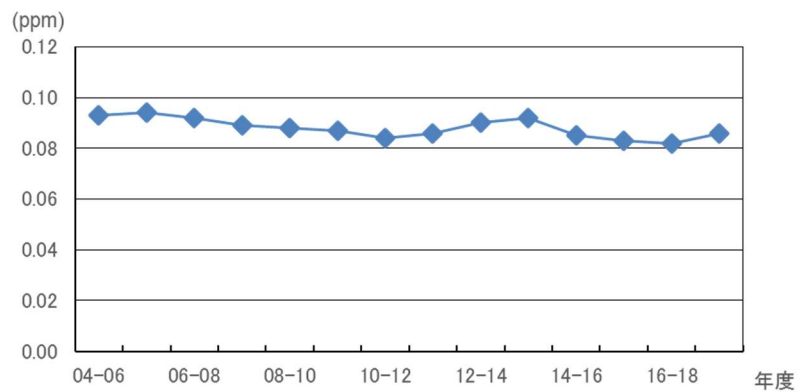


図 12 国の新指標による光化学オキシダント濃度の経年推移

ウ 主な課題

二酸化窒素(NO_2)は、大型車交通量の多い高速横羽線・産業道路などの幹線道路沿道で環境基準の上限値(0.06ppm)に近い値で推移していることから、事業者の自主的取組を含めた交通環境対策をより一層推進していく必要がある。また、環境基準の達成状況は地域ごとに差異があることから、これまでの取組を継続するとともに、地域に着目した取組を推進していく必要がある。

微小粒子状物質(PM_{2.5})は、一部の測定局で環境基準に近い値で推移しているとともに、光化学オキシダントは全国的に環境基準を達成しておらず、川崎市に限らず光化学スモッグ注意報が首都圏において毎年発令されているため、引き続きPM_{2.5}や光化学オキシダントの原因物質であるVOCや窒素酸化物(NO_x)濃度の低減に向けた取組を進めるとともに、光化学オキシダント及びPM_{2.5}は、発生要因に未解明な部分が多いことから、他地域からの移流等による広域的な影響も考慮したデータ解析や原因究明に向けた調査研究を拡充していく必要がある。

さらに、騒音・振動、悪臭等の苦情については、依然として発生していることから工事現場や事業所に対する監視・指導を引き続き実施する必要がある。

(2) 水環境の現状と課題(地盤、土壌含む)

市内の水環境は、平成24(2012)年に策定した「川崎市水環境保全計画」に基づき、水量、水質、水生生物、水辺地の4つの要素を総合的に捉えた施策を推進しており、河川、海域における水質測定結果は、これまでの市民・事業者・行政の取組や、水質汚濁防止法・市条例等に基づく取組により大幅に改善しており、環境基準については、河川、海域共にほとんど全ての項目で環境基準を達成しているものの、海域(東京湾)に一部達成していない項目もある。

ア これまでの主な取組

(ア) 水質の監視

水質汚濁防止法に基づき神奈川県が定めた水質測定計画及び市が策定した水質測定計画に基づく調査として、河川、海域及び地下水の環境基準項目の常時監視や、ダイオキシン類対策特別措置法に基づきダイオキシン類の常時監視を行っている。

なく、分流式下水処理区域（内陸部の一部及び丘陵部）において、雨水側溝を通じた生活排水に起因する水質事故が発生している。

イ 取組の成果

水環境保全計画では、水環境を構成する 4 つの要素ごとに目標、指標を設定しており、各指標の状況を踏まえた取組の成果は次のとおりであった。

（ア）水量

水環境保全計画では、水量について、平常時河川流量と地盤沈下量の二つの指標を設定して推移を把握している。

a 平常時河川流量

市内河川の平常時河川流量は、平成 22（2010）年度の流量を維持することとしており、河川によりばらつきはあるものの、おおむね横ばい又は減少傾向を示していた。河川流量の減少は、市街地化が進み雨水が浸透できる面積が減少し、流域の保水力が低下していることが要因として考えられる。

表 1 市内河川の年度別流量平均値

(m^3/s)

水系	番号	河川名	地点名	H22 流量平均	各年度別流量平均値							
					H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
多摩川水系	①	五反田川	追分橋	0.26	0.26	0.25	0.22	0.20	0.20	0.16	0.17	0.19
	②	二ヶ領本川	堰前橋	0.68	0.54	0.52	0.69	0.87	0.75	0.74	0.72	0.66
	③	二ヶ領用水円筒分水下流	今井仲橋	0.46	0.29	0.24	0.19	0.22	0.24	0.26	0.23	0.21
	④	二ヶ領用水宿河原線	出会い橋	0.29	0.29	0.22	0.26	0.30	0.20	0.24	0.27	0.22
	⑤	平瀬川	平瀬橋(人道橋)	0.61	0.50	0.52	0.55	0.66	0.74	0.61	0.54	0.53
	⑥	三沢川	一の橋	0.80	0.84	0.82	1.01	0.78	1.05	0.87	1.18	1.03
鶴見川水系	⑦	麻生川	耕地橋	0.74	0.85	0.86	0.83	0.83	0.75	0.72	0.70	0.81
	⑧	片平川	片平橋下	0.05	0.06	0.05	0.04	0.03	0.04	0.04	0.05	0.05
	⑨	真福寺川	水車橋前	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04
	⑩	矢上川	矢上川橋	2.38	3.65	3.32	3.00	2.12	3.65	3.90	4.44	-
	⑪	有馬川	五月橋	0.15	0.09	0.13	0.12	0.10	0.09	0.08	0.09	0.10
	⑫	渋川	渋川橋	0.34	0.23	0.16	0.16	0.13	0.15	0.16	0.15	0.16

b 地盤沈下量

地盤沈下は、昭和 40（1960～70）年代頃まで川崎区を中心に発生したが、工業用水法、市条例に基づく揚水規制が実施されたことなどにより、近年では沈静化している。

また、水環境保全計画では、地下水揚水による地盤沈下量を指標とし、年間 20mm 未満に抑えることとしており、毎年 320 地点程度の水準点で地盤沈下量を観測しているが、平成 30（2018）年度に 1 地点で 20mm 以上沈下したが、その他の地点は指標以内であった。

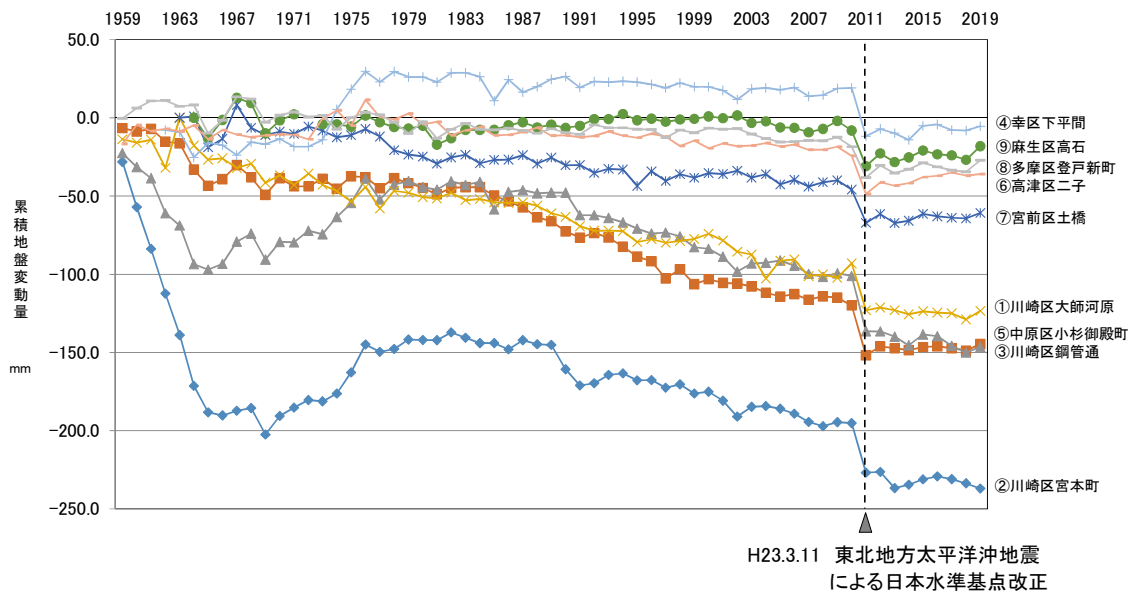


図 14 主な水準点における地盤沈下量の推移

(イ) 水質

川崎市では、市内の公共用水域の水質汚濁状況を把握するため、市内河川及び海域の水質調査を昭和 46（1971）年度から実施してきた。

a 河川の水質の経年推移

河川の有機汚濁の指標である BOD(生物化学的酸素要求量)について、代表的な地点の測定結果の経年推移は、地点ごとにばらつきは見られるが、昭和 40～50（1970）年代から大幅に改善している。

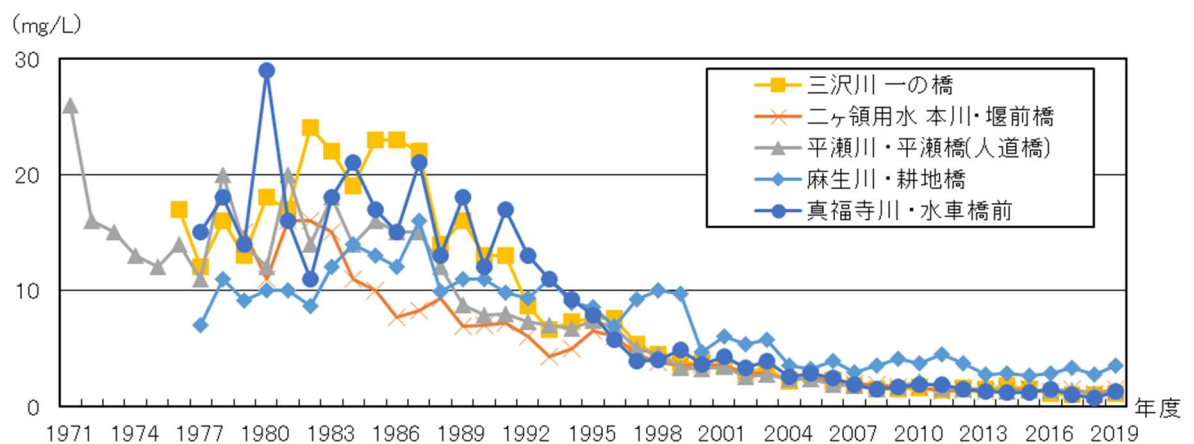


図 15 河川の水質の経年推移(年間平均値)

b 海域の水質の経年推移

海域の有機汚濁の指標である COD(化学的酸素要求量)について、代表的な地点の測定結果の経年推移は、おおむね横ばいで推移してきたが、平成 25 (2013) 年度頃から、値が増加しており、平成 28 (2016) 年度以降、環境基準値が厳しい沖合部 (B 類型) の 3 地点 (浮島沖、東扇島沖、扇島沖) で基準値を超過している。

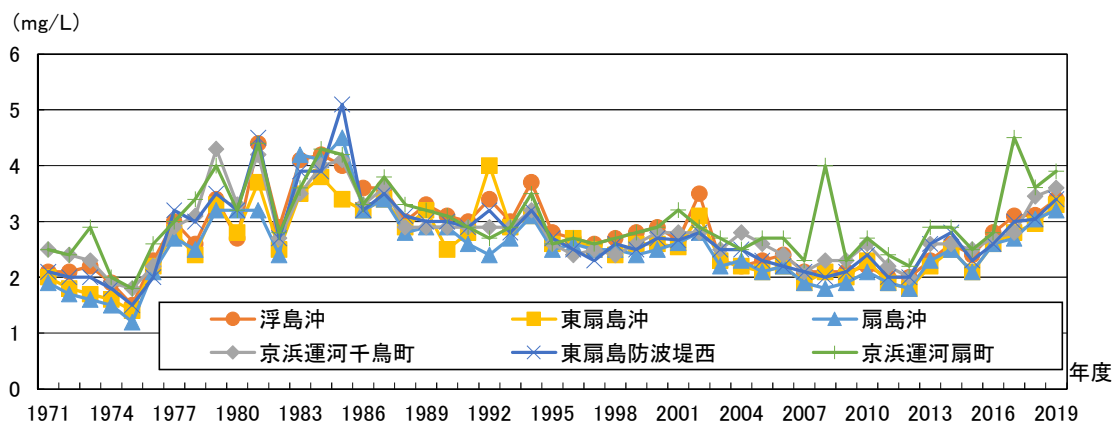


図 16 海域の COD 経年推移(年間平均値)

海域の富栄養化の要因となる全窒素及び全燐の代表的な地点の測定結果の経年推移は、全窒素及び全燐ともにおおむね横ばいで推移し、一部の地点で環境基準値を超過している。

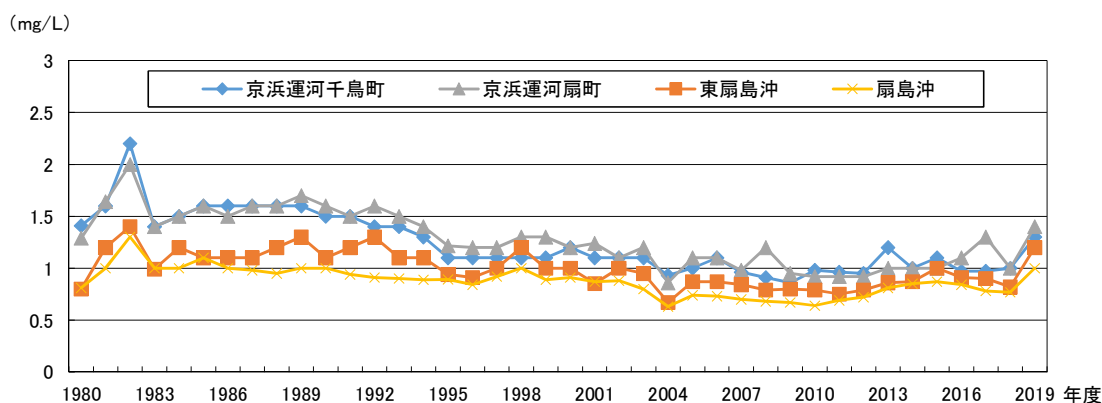


図 17 海域の全窒素経年推移(年間平均値)

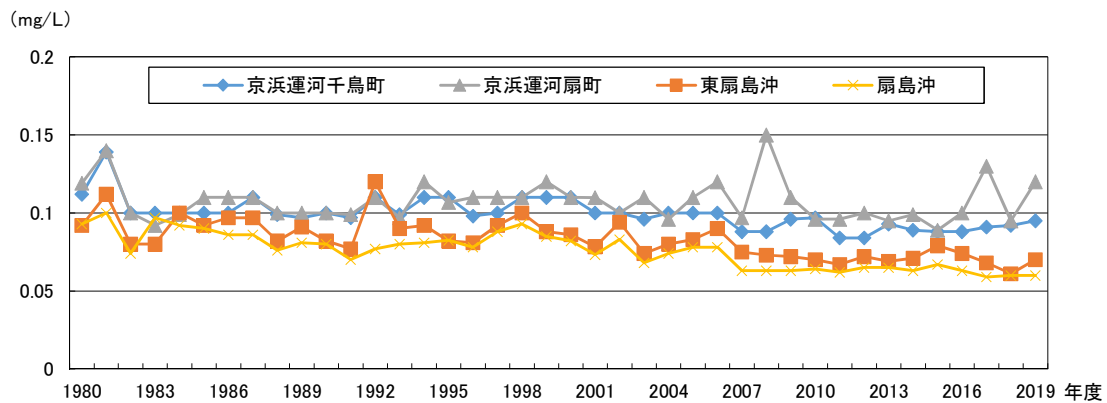


図 18 海域の全燐経年推移(年間平均値)

c 生活環境の保全に関する環境目標

水環境保全計画では、水質について、「生活環境の保全に関する環境目標」及び「健康項目及び生活環境項目での環境基準」の二つの指標として、推移を把握している。

「生活環境の保全に関する環境目標」については、河川の BOD と COD を設定しており、BOD は、全地点で環境目標を達成し、COD は、平成 29 (2017) 年度に 2 地点、平成 30 (2018) 年度に 2 地点で環境目標値を超過した。

表 2 市内河川の BOD 環境目標値達成状況

水系	番号	河川名	地点名	環境目標	各年度別BOD75%値(mg/L)及び環境目標達成状況								
				区分 (mg/L)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
多摩川水系	①	五反田川	追分橋	AA目標	3	1.2	1.7	1.3	1.6	1.4	1.7	1.1	1.4
	②	二ヶ領本川	堰前橋	AA目標	3	1.8	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.1	1.6
	③	二ヶ領用水円筒分水下流	今井仲橋	AA目標	3	1.8	1.8	1.7	2.1	1.7	2.4	2.3	2.4
	④	二ヶ領用水宿河原線	出合い橋	AA目標	3	1.4	1.5	1.5	1.5	1.4	1.7	1.1	1.5
	⑤	平瀬川	平瀬橋(人道橋)	AA目標	3	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.1	1.6
	⑥	三沢川	一の橋	A目標	5	1.7	1.7	2.1	1.7	1.2	1.2	1.1	1.3
鶴見川水系	⑦	麻生川	耕地橋	B目標	8	4.4	2.9	3.1	3.1	2.9	4.7	2.9	4.0
	⑧	片平川	片平橋下	B目標	8	1.2	1.3	1.2	0.9	0.8	1.1	1.0	1.5
	⑨	真福寺川	水車橋前	B目標	8	1.8	1.3	1.3	1.1	1.6	1.2	0.9	1.4
	⑩	矢上川	矢上川橋	C目標	5	2.4	2.7	2.2	2.0	3.7	1.6	1.8	2.1
	⑪	有馬川	五月橋	C目標	5	2.6	2.9	2.5	1.7	1.4	2.0	1.4	1.8
	⑫	渋川	渋川橋	C目標	5	1.3	1.4	1.2	1.4	1.1	1.4	1.3	1.4

表 3 市内河川の COD 環境目標値達成状況

水系	番号	河川名	地点名	環境目標	各年度別COD75%値(mg/L)及び環境目標達成状況								
				区分 (mg/L)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
多摩川水系	①	五反田川	追分橋	AA目標	5	2.1	3.3	2.2	2.6	2.5	3.0	3.0	3.3
	②	二ヶ領本川	堰前橋	AA目標	5	3.1	3.4	4.3	3.6	4.1	4.7	4.5	4.5
	③	二ヶ領用水円筒分水下流	今井仲橋	AA目標	5	3.6	3.9	4.1	4.3	4.9	5.1	5.6	6.1
	④	二ヶ領用水宿河原線	出合い橋	AA目標	5	3.9	4.3	4.4	4.8	5.0	5.4	4.5	5.2
	⑤	平瀬川	平瀬橋(人道橋)	AA目標	5	3.0	3.2	3.9	3.6	4.1	4.3	4.0	4.6
	⑥	三沢川	一の橋	A目標	5	3.2	3.8	4.2	3.8	3.8	3.4	3.6	4.1
鶴見川水系	⑦	麻生川	耕地橋	B目標	8	6.6	6.8	7.3	7.5	7.5	7.8	8.1	8.4
	⑧	片平川	片平橋下	B目標	8	2.5	2.8	2.7	3.0	2.6	3.2	3.0	3.7
	⑨	真福寺川	水車橋前	B目標	8	3.9	4.2	3.8	3.7	4.2	4.2	4.5	5.0
	⑩	矢上川	矢上川橋	C目標	10	5.8	6.8	6.6	6.6	6.9	7.0	6.7	6.5
	⑪	有馬川	五月橋	C目標	10	3.7	4.7	3.4	3.4	3.0	4.0	3.7	4.6
	⑫	渋川	渋川橋	C目標	10	3.3	3.5	4.4	3.7	4.2	4.7	5.2	5.3

d 健康項目及び生活環境項目での環境基準

「健康項目及び生活環境項目での環境基準」は、環境基準が設定されている多摩川水系 3 河川（三沢川、二ヶ領本川、平瀬川）、海域、地下水の環境基準の達成を目指している。

河川では、有害性を示す項目である健康項目は全地点で環境基準を達成し、よごれの状態を示す生活環境項目のうち代表的な BOD は全地点で環境基準を達成した。

海域では、健康項目は全地点で環境基準を達成し、生活環境項目は、川崎市以外の測定地点を含む水域で評価を行い、COD は運河部の水域では達成し、沖合部の水域では平成 28（2016）年度以降は達成しておらず、全窒素、全磷は水域で環境基準を達成したもの、市内の個別の測定地点では、沖合部などで COD、全窒素、全磷で環境基準値を超過している地点がある。

地下水では、長期的な観点から調査を実施している定点調査は、全ての地点で環境基準を達成している。その他、未把握の地下水汚染を発見するためのメッシュ調査や過去の調査で汚染が確認された地点を継続的に監視する継続監視調査を行っている。

(ウ) 水生生物

市内河川の水生生物調査で確認された在来種の魚類の出現種類数は、おおむね横ばいで推移している。また、川の底にすむ水生昆虫やエビ、カニなどの底生生物の出現種類数は、増加傾向を示している。

表 4 市内河川の魚類の出現種類数

水系	河川名	地点名	目標（指標）	目標	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
多摩川水系	五反田川	大道橋	多様な生物が生息できる	AA	2種			3種			4種	
	二ッ領本川	ひみず橋	多様な生物が生息できる	AA	0種			5種			5種	
	二ッ領用水門簡分水下流	今井上橋	多様な生物が生息できる	AA	2種			4種			3種	
	二ッ領用水宿河原線	東名高速下	多様な生物が生息できる	AA	6種			6種			5種	
	平瀬川	正安橋	多様な生物が生息できる	AA		7種			5種			5種
	三沢川	下の橋	多様な生物が生息できる	A		9種			10種			10種
鶴見川水系	麻生川	耕地橋	ドジョウ、モツゴ、コイ、フナ等の魚類が生息できる	B			1種 (1種)※1			3種 (2種)※1		
	片平川	片平橋下	ドジョウ、モツゴ、コイ、フナ等の魚類が生息できる	B			2種 (1種)※1			2種 (1種)※1		
	真福寺川	水車橋前	ドジョウ、モツゴ、コイ、フナ等の魚類が生息できる	B			1種 (1種)※1			2種 (1種)※1		
	矢上川	日吉橋	コイ、フナが生息でき不快感がない	C		8種 (2種)※2			7種 (1種)※2			4種 (1種)※2
	有馬川	住吉橋	コイ、フナが生息でき不快感がない	C			1種 (0種)※2			0種		
	渋川	八幡橋	コイ、フナが生息でき不快感がない	C		5種 (1種)※2			4種 (1種)※2			3種 (1種)※2

カッコ内【※1：全数のうちドジョウ等4種の生息数、※2：全数のうちコイ、フナ2種の生息数】

(エ) 水辺地

水辺地については、平成9（1997）年に改正された河川法において、河川環境の整備と保全が目的に位置付けられ、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する「多自然川づくり」が、川づくりの基本として実施されるようになった。市内河川においても多自然川づくりを考慮して、親水面・景観面に配慮した整備が行われている。

ウ 主な課題

水環境保全計画に基づく、水環境を構成する水量、水質、水生生物、水辺地の4つの要素ごとに課題を取りまとめた。

水量については、健全な水循環の確保への対応として、鶴見川流域水マスタープランなどの関連計画と連携した流域全体での取組が必要である。

水質については、河川は平成28（2016）年に市内のほぼ全ての河川に水質環境基準が設定され、水質の主な指標であるBODは環境基準を達成していることから、これを維持するため、これまでの取組を継続するとともに、海域は東京湾のCOD、全窒素、全リンについて、一部の地点で環境基準値を超過していることから、更なる

水質改善に向けて関係自治体と連携した広域的な取組を進める必要がある。

水生生物については、水質の違いにより生息する生物が異なるため、生物の生息状況を水質の評価指標とすることができることから、生物指標の活用により水環境を市民に分かりやすく伝える必要がある。

水辺地については、親水整備が進展しており、市民の水環境への関心を高めるためには水とのふれあいを促進する必要がある。このためには、身近でふれあえる河川の情報を分かりやすく伝えることが必要である。

より良い水環境を目指すには、これまでの取組を継続することに加え、水辺に親しむ取組を推進することで、市民の水環境への配慮意識の醸成を図る必要がある。また、下水道所管部署や河川管理部署など、水環境の保全に密接に関係する部署と情報を共有していくことが必要である。

土壌については、汚染土壌を残置し管理していくことを選択する事例が増えており、汚染土壌の拡散防止を図る必要がある。

今後は、水環境保全計画を統合し、大気・水環境に係る取組を総合的に推進することが必要である。

（３） 化学物質（大気・水に含まれるもの）の現状と課題

川崎市は京浜工業地帯の中核にあり、大都市比較統計年表においても、化学工業製造品出荷額等が多い現状がある。このため、PRTR 制度や市条例により、事業者による化学物質の適正管理を促進する取組を推進しており、市内の化学物質の排出量は、大幅に削減されている。

ア これまでの主な取組

（ア） PRTR 制度の適正な運用

PRTR 制度は、事業者が自ら取り扱う化学物質の環境への排出量・移動量を把握するとともに、その排出量・移動量について市を経由して国へ届出を行う制度で、PRTR 制度を推進することにより、事業者における化学物質の適正な自主管理を促進するとともに、市民への化学物質に関する情報の共有及び理解の増進を図っている。

（イ） 化学物質の環境リスクの把握

市内で排出されている未規制化学物質（法条例等で基準等が設定されていない化学物質）について、市内の環境調査を実施している。環境調査の結果を用いた環境リスク評価を実施し、市内の環境リスク（化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性）の把握に努めている。

(ウ) 環境・リスクコミュニケーションの促進

化学物質等の環境に関する情報を、市民、事業者、行政等で情報共有し、相互理解を深めるため、環境・リスクコミュニケーションを促進している。また、化学物質対策に関するセミナーや講習会等を開催することにより、市民や事業者の理解度の向上を図っている。

イ 取組の成果

化学物質の排出量については、環境基本計画において平成 14（2002）年度に定めた重点目標の 1 つである「平成 13（2001）年度を基準年度として、平成 18（2006）年度までに総排出量（第一種指定化学物質の排出量）を 30%削減」について、目標を達成している。

また、化学物質による環境リスクの低減を目指し、平成 23（2011）年 3 月に定めた重点目標の 1 つである「平成 20（2008）年度を基準年度として、平成 30（2018）年度までに特定第一種指定化学物質の排出量を 30%削減」についても、目標を達成している。

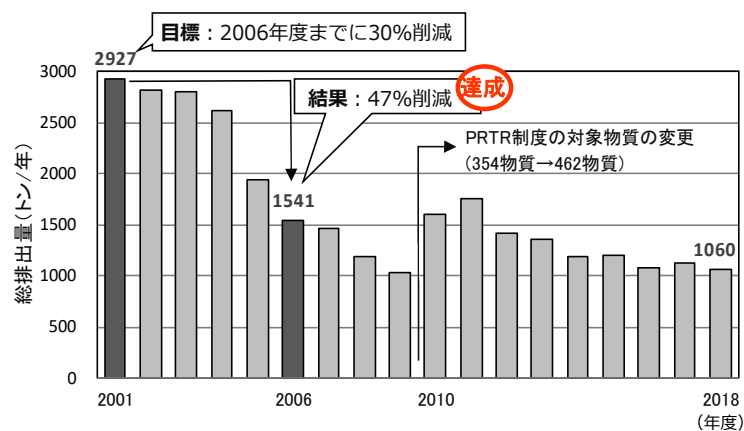


図 19 PRTR 対象物質の総排出量(届出対象事業者からの排出量)の推移

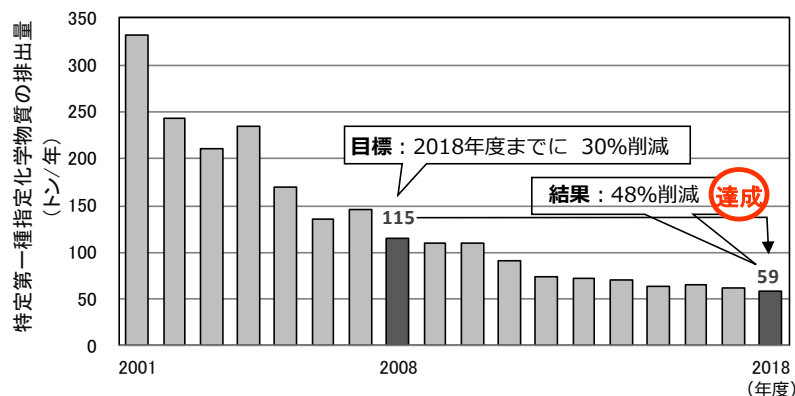


図 20 特定第一種指定化学物質の排出量(届出対象事業者からの排出量)の推移

ウ 主な課題

市内の化学物質の総排出量は大幅に削減されている一方、第5次環境基本計画（平成30年4月17日、環境省）では、有害化学物質の管理について、化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進等が位置づけされており、化学物質による環境リスクの低減が求められている。

また、化学物質そのものの情報や化学物質による影響は一般的に理解が難しいものであることから、化学物質の正確な情報を市民、事業者、行政等で共有しつつ、意思疎通を図ることで、化学物質の環境リスク等に係る情報について、理解を促進する必要がある。

（4） 市民意識の現状と課題

ア 市民意識の把握

川崎市では、かわさき市民アンケート・都市イメージ調査など、様々な市民アンケート調査を行っている。さらに、新たな計画の策定に向けて大気や水などの環境に関する市民意識等を把握するため、令和元（2019）年9月に「川崎市の大気、水などの環境に関するアンケート」を実施した。環境の現状や、各種アンケート調査の結果から見える、大気や水などの環境に関する市民の意識は次のとおりである。

（ア） 環境改善の状況と市民の満足度

大気や水などの環境は年々改善しており、主な環境基準の達成状況は次のとおり光化学オキシダントや東京湾の水質を除き、概ね達成し、近隣都市と比較しても遜色ない状況となっている。

表 5 主な環境基準の達成状況

	大 気					水 質	
	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	河川・生物化学的酸素要求量(BOD)	海域・化学的酸素要求量(COD)
達成状況 (H29年度)	測定した全地点で達成				測定した全地点で非達成	測定した全地点で達成	沖合部で非達成
全市達成年度	S54	H25	H16	H28	—	H22	—

一方で、かわさき市民アンケートの「生活環境の満足度」のうち「市内の空気や川、海のきれいさ」の経年推移は横ばいであり、環境改善が満足度の向上につながっておらず、市民実感が伴っていない状況がみられる。

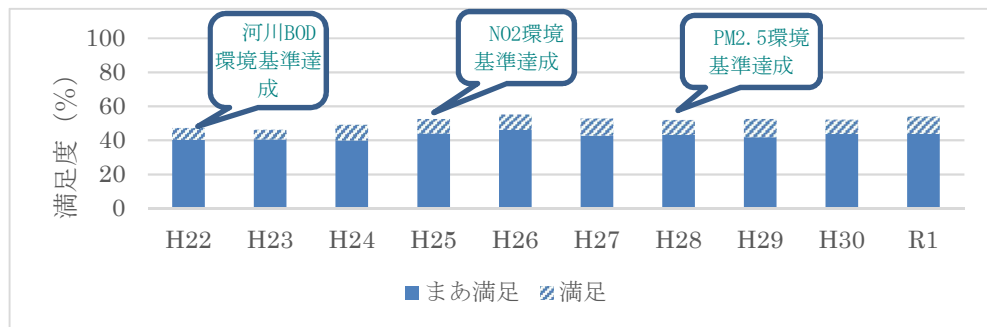


図 21 市民の空気や川、海のきれいさへの満足度の経年推移

出典：「かわさき市民アンケート（平成 22(2010)～令和元(2019)年度調査）」より作成

かわさき市民アンケートでは、市政に対する評価と要望についての設問があり、ここ数年、継続して「大気汚染や騒音・振動などの公害防止対策」が力を入れてほしい取組の上位となっており、環境を改善するための取組が進められていることの周知が十分市民に届いていないことがうかがえる。

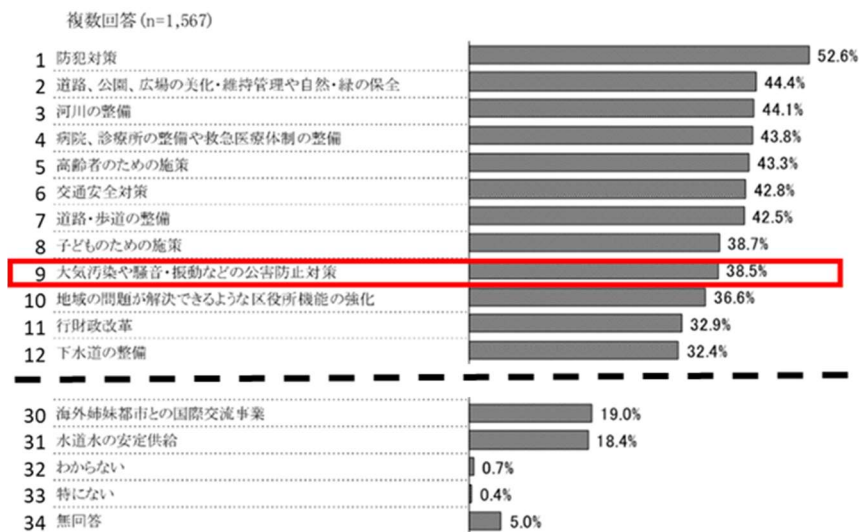


図 22 市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこと

出典：「かわさき市民アンケート（令和元(2019)年度調査）」

なお、都市イメージ調査（平成 29（2017）年）でも、川崎市に対するイメージを自由記入する項目で「公害・環境汚染・汚い」と答えた割合が上位となるなど、環境改善の実感が伴っていない状況が見られた。

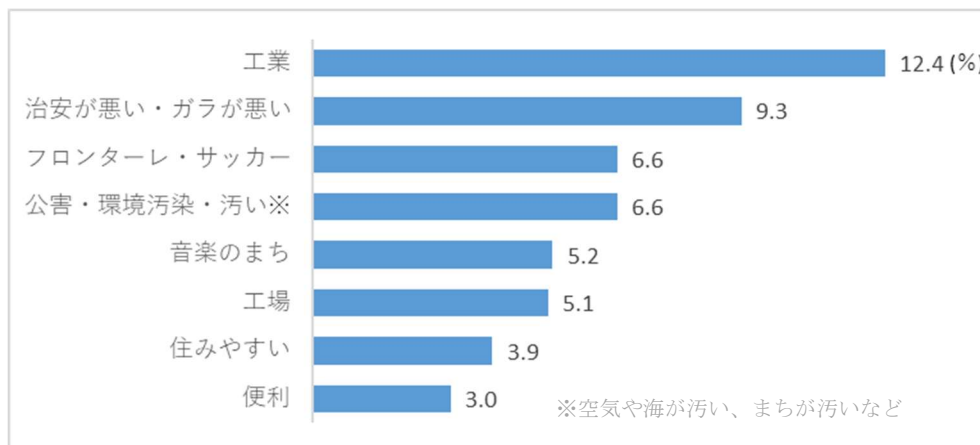


図 23 川崎市民が「川崎市」と聞いてイメージすること(自由記入)

出典:「都市イメージ調査(平成 29(2017)年度調査)」
(シティプロモーション戦略プラン第2次推進実施計画)より作成

(イ) 地域別、年代別の満足度の傾向

各種アンケート結果を地域別、年代別に分析した結果、満足度について以下のような傾向が見られた。

川崎市の大気、水などの環境に関するアンケートでは、自宅周辺の「空気のきれいさ」「静かさ」「におい」については、満足度が5割を超えているが、「川・海などの水のきれいさ」は5割に至らず、全体的に南部（川崎区）の方が満足度が低く、北部に行くに従い満足度が高くなる傾向にあった。

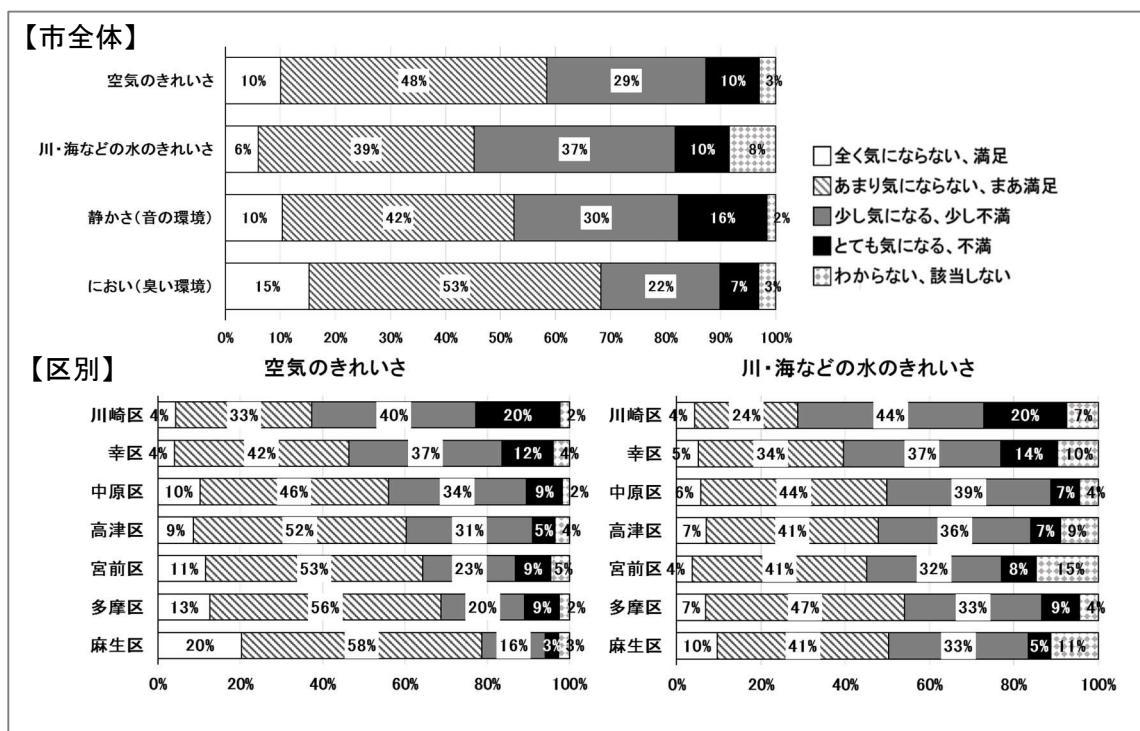


図 24 自宅周辺の環境について気になる・不満なこと(上段:市全体、中下段:区別)
 出典:「大気、水などの環境に関するアンケート(令和元(2019)年度調査)」
 (n=川崎区 254、幸区 177、中原区 295、高津区 257、宮前区 244、多摩区 246、麻生区 187)

かわさき市民アンケートでの「市内の空気や川、海のきれいさの満足度」を年代別に見ると、過去の川崎の状況を知る 60 代以上の満足度は高いが、30～40 代の「満足している」「まあ満足している」と答えた割合の合計は 5 割未満となっており、満足度がやや低くなっている。

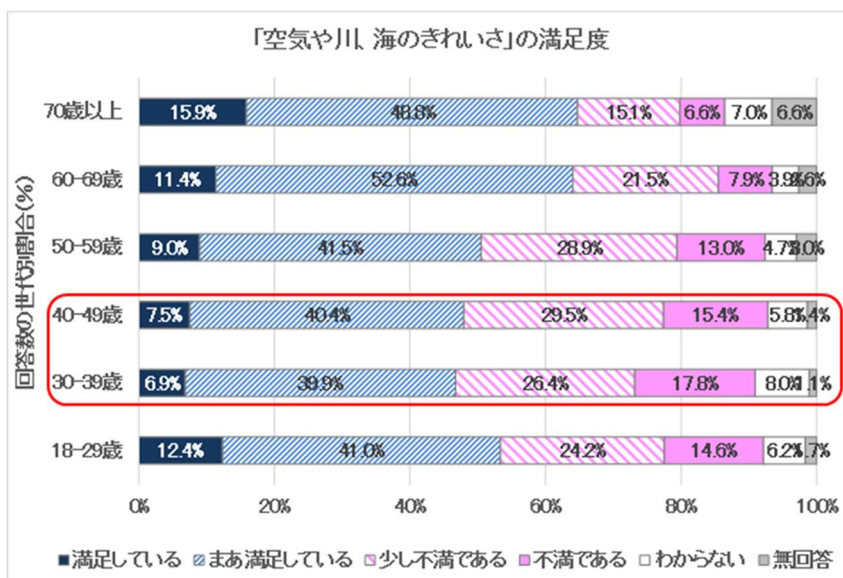


図 25 年代別環境への満足度

出典:「令和元(2019)年度第 2 回かわさき市民アンケート」

(ウ) 大気・水環境に対する関心及び配慮行動

川崎市の大気、水などの環境に関するアンケートで、「大気や水などの環境についての関心度」を聞いた結果、「特に関心はない」と「関心があるが、特に自分から調べたりしたことはない」を合わせて7割以上になり、大気や水などの環境に関しては、必ずしも関心が高いとは言えない状況が見られた。

年代別に見ると、若い世代ほど「特に関心はない」割合は高いが、「関心があるが、特に自分から調べたことはない」割合は、どの年代も5割程度と、多くを占めていた。

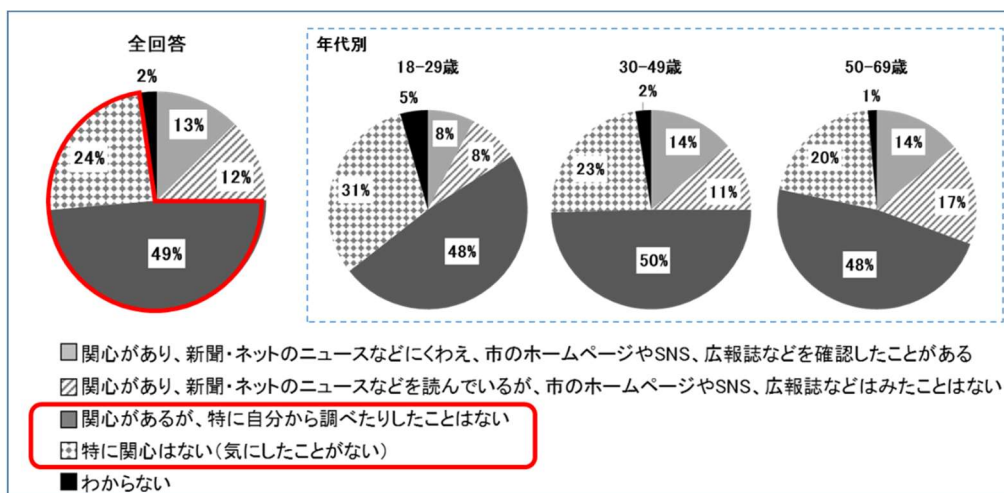


図 26 川崎市の大気や水などの環境の状況についての関心

出典:「大気、水などの環境に関するアンケート(令和元(2019)年度調査)」

また、普段実施している環境に配慮した取組についての回答では、「油や調理くずを排水口に流さない」「公共交通機関や自転車、徒歩で移動」が高い割合を示した一方、「環境保護活動の参加」「低 VOC 塗料やミストタイプのスプレー製品の選択」は実施している割合が低いことが分かった。

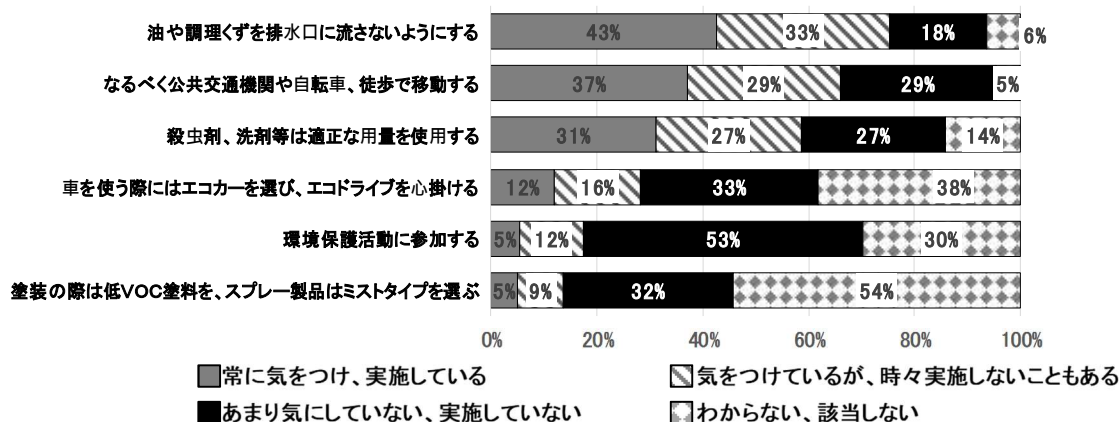


図 27 市民が普段実施している取組について

出典:「大気、水などの環境に関するアンケート(令和元(2019)年度調査)」

(エ) 効果的な情報発信手法

川崎市の大気、水などの環境に関するアンケートの「環境の状況を知るために利用したい方法」を年代別で見ると、SNS という回答は 10～20 代で多く、広報誌などの紙媒体は 50 代以上で回答が多かった。30～40 代はその中間で、様々な媒体を利用したい意向が見られた。ホームページは、50 代以上で最も多くなっているほか、どの年代でも回答が多いことが分かった。

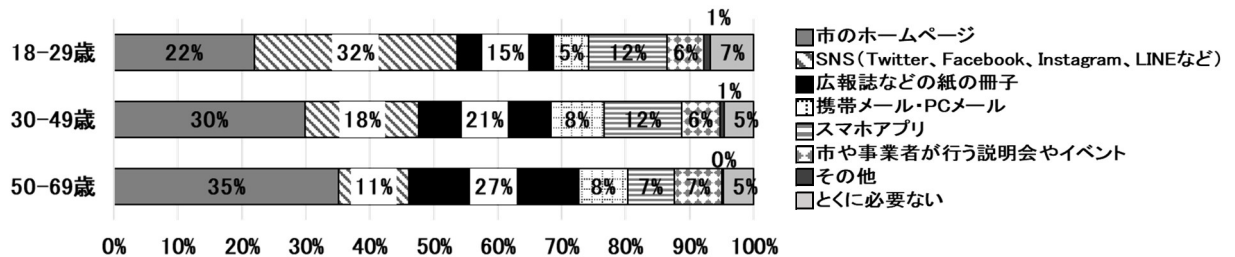


図 28 市内の環境の状況を知るために利用したい情報取得方法(年代別)

出典：「大気、水などの環境に関するアンケート（令和元(2019)年度調査）」

イ 主な課題

大気や水などの環境は大きく改善し、近隣都市と比べても遜色ない状況となったにも関わらず、環境への満足度の向上につながっておらず、地域によっても差がある。また、環境は改善しているものの、市政の仕事で今後特に力を入れてほしい取組として「大気汚染や騒音振動などの公害防止対策」が継続して上位に位置していることから、市の環境保全の取組や、改善が図られた環境の現状を、市民に分かりやすく伝えていく必要がある。そのため、地域環境の様々な情報を見える化するなど、地域ごとの取組や情報発信を進めるとともに、発信する内容や情報を伝える世代等を意識して、効果的に情報発信を進める必要がある。特に環境への満足度が低い 30～40 代は、情報の取得方法がホームページ、SNS、紙媒体と多岐にわたるため、内容に合わせ、広報の手段を効果的に活用する工夫が必要である。

また、大気や水などの環境に関しては、市民の関心が必ずしも高いとは言えないため、環境配慮意識の向上に向け、身近な環境への関心を高めるような分かりやすい情報発信や、身近な環境に親しむことができるイベントなどを通じて、関心を高め、参加を促していく必要がある。さらに、関心はあるが自分から調べたことのない市民がどの年代も 5 割程度と多くを占めることから、様々な媒体を活用することにより目に触れる機会を増やすような情報発信の手法を、各世代を意識して工夫していく必要がある。

3 社会状況の変化

国連における SDGs の採択（2015 年）などを契機として、経済・社会・環境の統合的取組の考え方について広く認知されるようになってきており、分野横断的な取組が重要になってきている。事業者においても、投資家の間で ESG 投資が広がるなど、SDGs を意識した事業活動が求められている。



図 29 SDGs(持続可能な開発目標)

表 6 SDGs 17 のゴール

ゴール1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
ゴール2	飢餓を終わらせ、食料 安全保障 及び 栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
ゴール3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
ゴール4	すべての人々への包摂的かつ 公正 な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
ゴール5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性 及び 女兒 の 能力強化を行う
ゴール6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
ゴール7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な 近 代的 エネルギーへのアクセスを確保する
ゴール8	包摂的かつ持続可能な経済成長 及び すべての人々の完全かつ生産的な雇用と 働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント ワーク)を促進する
ゴール9	強靱 (レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進 及びイノベーションの 推進を図る
ゴール10	各国内 及び 各国間の不平等を是正する
ゴール11	包摂的で安全かつ 強靱 レジリエントで持続可能な都市 及び 人間居住を実現する
ゴール12	持続可能な生産消費形態を確保する
ゴール13	気候変動 及び その影響を軽減するための緊急対策を講じる
ゴール14	持続可能な開発のために 海洋・ 海洋資源を保全し、持続 可能な形で利用する
ゴール15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な 森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の 阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
ゴール16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて 効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
ゴール17	持続可能な開発のための実施手段を 強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(仮訳)」より

国の第 5 次環境基本計画においては、良好な生活環境の保全による健康で心豊かな暮らしの実現や将来にわたる質の高い生活をめざす方向性が示されている。

また、情報通信技術（ICT）の急速な進展により、IoT（モノのインターネット）による様々なデータの収集・蓄積や、AI（人工知能）の活用、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用など、環境施策においても ICT を活用した積極的な施策展開が求められている。

パリ協定に基づく温室効果ガスの削減目標達成に向けて、先進国を中心にエネルギー供給の「脱化石燃料化」の動きが広がっており、経済産業省の自動車新時代戦略会議においても、2050年までに乗用車の電動車(xEV)率は100%に達すると想定されているなど、次世代自動車の利用促進が一層進むことが予想される。

また、気候変動に伴う大規模水害などの災害への対応は喫緊の課題であり、脱炭素化に向けて大きく舵を切る必要がある。

4 課題と今後の方向性

ここまで述べてきた大気・水・化学物質・市民実感の課題や社会状況の変化を踏まえ、計画がめざす2つの方向性、2つの視点に沿って、これまでの成果を踏まえた課題のまとめ及び今後の方向性を次のとおり整理した。計画の策定にあたっては、本項に示す方向性を踏まえて施策の体系を整理すべきである。

(1) これまでの成果を踏まえた課題のまとめ

これまでの成果や社会状況の変化等を踏まえた課題を以下のとおりに整理する。

- ・大気や水などの環境は大きく改善しており、現状の良好な環境を維持することが重要である。
- ・環境基準を達成していない項目や安定的な環境基準達成に至っていない項目への対応や、脱炭素化やSDGsへの対応、さらに国の環境基本計画で示されている健康で心豊かな暮らしや将来にわたる質の高い生活をめざすためには、更なる環境負荷の低減及び将来的な環境影響の未然防止に取り組む必要がある。
- ・更なる環境負荷を低減し、良好な環境であるという市民の実感を高めるためには、大気や水などの環境への関心を高め、環境に配慮した行動への意識を高める必要がある。
- ・二酸化窒素の環境基準の達成状況など地域ごとに差異がある項目があり、苦情相談の状況や市民実感も地域により差がある。
- ・光化学オキシダントや東京湾の水質などの多様かつ広域的な課題に対して、様々な主体による取組や広域的な対応が必要である。
- ・大気や水などの環境保全に密接に関係する庁内関連部署との連携も必要である。

(2) 今後の方向性

上記の課題を踏まえて、以下の方向性で取組を進めるべきである。

- ・現状の環境基準の達成を維持するため、事業者への監視・指導などの取組を継続する。
- ・更なる環境の向上をめざすため、SDGsや脱炭素化など国内外の潮流も踏まえ、環境影響への未然防止や負荷低減を図り、事業者の自主的な取組を促進する。
- ・良好な大気や水環境への市民実感等の向上のため、環境配慮意識を醸成することが肝要であることから、市民に身近な地域環境の情報発信や市民と協働・連携した取組を進める。
- ・環境基準の達成状況等は地域ごとに差異がみられることから、地域の特性を踏まえた取組を進める。

- ・ 光化学オキシダント及び東京湾の水質は、川崎市のみでは解決できない近隣自治体との共通課題であり、広域自治体で連携して取り組む。
- ・ 大気や水などの環境保全に密接に関係する庁内関連部署と情報を共有するなど、関連する様々な分野との連携を進める。

5 その他

計画の策定に当たっては、上記の現状分析に関する詳細なデータ等は参考資料として後述とするなど、計画全体の構成や文章量のバランスに留意すべきである。

また、本部会での検討中に新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が拡大し、現時点では市民生活等へ及ぼす影響や今後の対応について見通すことができない状況であるが、計画策定時においては、今後の状況の変化に応じ、必要な対応についての記載を検討することが望ましい。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

川崎市は、公害問題について、全国に先駆けて、市民・事業者・行政などすべての主体がともに取組を進めてきた実績がある。今後も、大幅に改善した大気や水などの環境を維持し、次世代に確実に引き継ぐことが何よりも重要である。

私たちは、自らが環境に負担を与えている存在であることを改めて認識し、健全で良好な環境を育み、健康でかつ心豊かに安心して快適に暮らせるよう、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりをしなければならない。

そのためには、環境基本計画において環境要素として位置づけている「大気や水などの環境保全」の目標「大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす」の実現に向けた取組を効果的かつ計画的に推進するとともに、市民や事業者の連携・協力・参加を促進するため、計画の考え方や目標、具体的な施策を体系的にわかりやすくとりまとめることが必要となる。

以上のことから、計画における今後約10年間の基本理念を次のように定めることが望ましい。

だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちをめざす

なお、環境基本計画におけるめざすべき環境像である「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」を踏まえ、大気や水などの環境保全分野において、川崎市環境基本条例の規定に基づく環境目標値といった長期的にめざすべき水準の達成を見据えた将来のイメージを示すこととする。

- ・ 市民が安心できる良好な大気環境が保たれているとともに、快適に過ごせる清浄な大気の実現されている
- ・ 河川や海域の環境が良好に保たれているとともに、人と水のふれあいの場となる豊かな水環境が実現されている
- ・ 化学物質による環境リスクが最小化された安心できる環境が保たれている

また、これらの実現をめざすことを通じて、大気や水などの環境に係る市民実感の向上をめざすことが望ましい。

2 計画策定の方針

基本理念を踏まえた計画策定の方針として、次の2つの事項に留意すべきである。

方針1

市民・事業者・行政がそれぞれの役割の下に連携・協力し、安全で安心・快適に暮らせる大気や水などの環境を共に創る

私たちは、健康で心豊かな生活を営む上で必要となる安全で安心・快適な環境を享受する権利を有するとともに、このような環境を保全し、将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

川崎市では、公害克服のため国に先駆けて、いわゆる「川崎方式」と呼ばれる市独自の総量規制を導入するなど、より厳しい規制を設けながら、大気や水などの環境の改善に向けた取組を進めてきた。その結果、現在では、人の健康の保護及び生活環境の保全のための環境基準は、ほとんどの項目で達成するなど、川崎市の大気や水などの環境は大幅に改善しており、今後も良好な大気環境や水環境を維持していく必要がある。

さらに、大気や水などの環境は、私たちが暮らす上で欠かせないものであり、市民の生活行動圏における身近な地域が、清浄な大気、豊かな水環境などに恵まれ、心豊かに暮らせる、より安心で快適なものであることが望まれる。

そのために、市民はその日常生活を通じて直接又は間接的に環境への負荷を与えていることを自覚し、事業者はその事業活動を通じて環境への負荷の低減に自ら努め、行政はあらゆる施策を通じて、それら市民や事業者の取組を促進していく必要がある。

望まれる将来イメージの実現に向けて、市民・事業者・行政がその役割を分担し、相互に連携・協力して取り組むことにより、安全で安心・快適な大気や水などの環境を共に創ることをめざす。

方針2

産業経済を取り巻く社会状況の変化に対応し、良好で快適な大気や水などの環境と都市機能の調和を図る

国際的には、SDGsの採択により、また、国内においても、第5次環境基本計画により、経済・社会・環境の統合的な取組が求められており、川崎市においても、こうした動向に的確に対応することが重要である。

全国的には人口減少に転じる中、川崎市の将来人口推計においては、2030年まで人口増加が続くとされており、工場跡地への大規模集合住宅の建設が進むなど、首都圏の中心に位置する立地優位性や交通の利便性などが魅力となり、選ばれる都市となっている。

臨海部エリアにおいては、羽田連絡道路などの新たな道路の開通や、物流施設や生命科学・医療分野の企業・研究機関の集積が進み、内陸部や丘陵部エリアにおいては地域生活拠点の整備が進むなど、社会状況の変化が見られるため、持続可能な地域づくりを図りつつ、環境面への配慮が必要である。

利便性の高い都市、活力ある産業都市といった川崎の魅力、川崎らしさを損なうことなく、環境技術に優れた事業所の立地や環境行政のノウハウの集積などもこれまで培ってきた川崎市の環境資源ととらえて活用しながら、大気や水などの環境を良好に保ち、都市機能との調和を図ることにより、市民が快適に暮らせる魅力あるまちをめざす。

3 目標

前章で述べた「課題と今後の方向性」及び本章の基本理念を踏まえ、計画の対象範囲である大気・水・化学物質・市民実感のめざす方向及び 10 年後の目標は次のとおりとすべきである。また、目標の達成状況を確認するため、指標を併せて定めるべきである。

(1) 大気環境

大気環境は、これまでの法・条例に基づく取組等により大幅に改善しているものの、二酸化窒素や微小粒子状物質（PM2.5）については環境基準に近い濃度で推移しており、また、光化学スモッグ注意報は毎年発令されている状況にあるため、これら 3 項目を主なものとして、二酸化窒素と微小粒子状物質（PM2.5）の低減及び光化学スモッグ注意報発令日数 0 日に向けた光化学オキシダントの高濃度の低減など、各種取組を推進することで大気環境全体の負荷の低減をめざす。

【10 年後の大気環境の目標】

- ・ 二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）の達成
- ・ PM2.5 の環境基準の達成維持
- ・ 光化学オキシダント高濃度の低減

代表的な指標

- ・ 二酸化窒素の対策目標値（環境基準）の下限値以下の測定局数
- ・ PM2.5 環境基準達成局数
- ・ 光化学オキシダント環境改善評価指標値※

※光化学オキシダントの日中の生成量に注目した指標。なお、補完するものとして、光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物濃度、非メタン炭化水素濃度及び国の新指標についても把握する。詳細については、付属資料-6 参照。

(2) 水環境

水質については、平成 28（2016）年度に市内のほぼ全ての河川に環境基準が適用され

たこと及び海域では COD の環境基準を達成していないことから、これまでの法・条例に基づく監視・指導を継続するとともに、生活排水対策の推進に向けて市民の水環境への配慮意識を醸成する取組の推進や、国や周辺自治体との連携により、更なる水質改善をめざす。

なお、水量、水生生物、水辺地については、おおむね目標を達成しているが、より良い水環境に向けた取組を進めていくため、水質改善の取組も合わせ、関係機関と連携した施策の推進に留意するものとする。

【10 年後の水環境の目標】

- ・ 河川の BOD の環境基準値適合
- ・ 海域の COD の環境基準値適合

代表的な指標

- ・ 河川の BOD 環境基準値の適合地点数
- ・ 海域の COD 環境基準値の適合地点数

（３） 化学物質

化学物質は、これまでの取組により市内における環境への排出量は大幅に削減されている。このため、今後は、第一種指定化学物質の総排出量の維持又は低減をめざすとともに、これまでの取組の継続に加え、事業者による自主的な取組を促進し、化学物質による環境リスクを低減させるため、個々の化学物質の環境リスクを考慮した適正管理に係る施策の推進に留意するものとする。また、化学物質による環境リスクに関する情報共有に向けた取組を推進し、市民や事業者等の理解を促進する。

【10 年後の化学物質の目標】

- ・ 市内の PRTR 対象事業所から排出される化学物質の総排出量の維持又は低減

代表的な指標

- ・ PRTR 制度対象事業所から排出される第一種指定化学物質の総排出量

（４） 市民実感

大気や水などの環境は大きく改善した一方で、市民の満足度は必ずしも高くなく、大気や水などの環境についての関心も高いとは言えないことから、更なる環境の向上を図るとともに、世代ごとに合わせた分かりやすい情報発信や、身近な環境に親しむ取組などを通じて関心を高め、市民の参加を促し、環境配慮意識や環境が良好であるという実感の向上を図る。

【10 年後の市民実感の目標】

- ・ 大気・水環境が良好であるという市民実感の向上

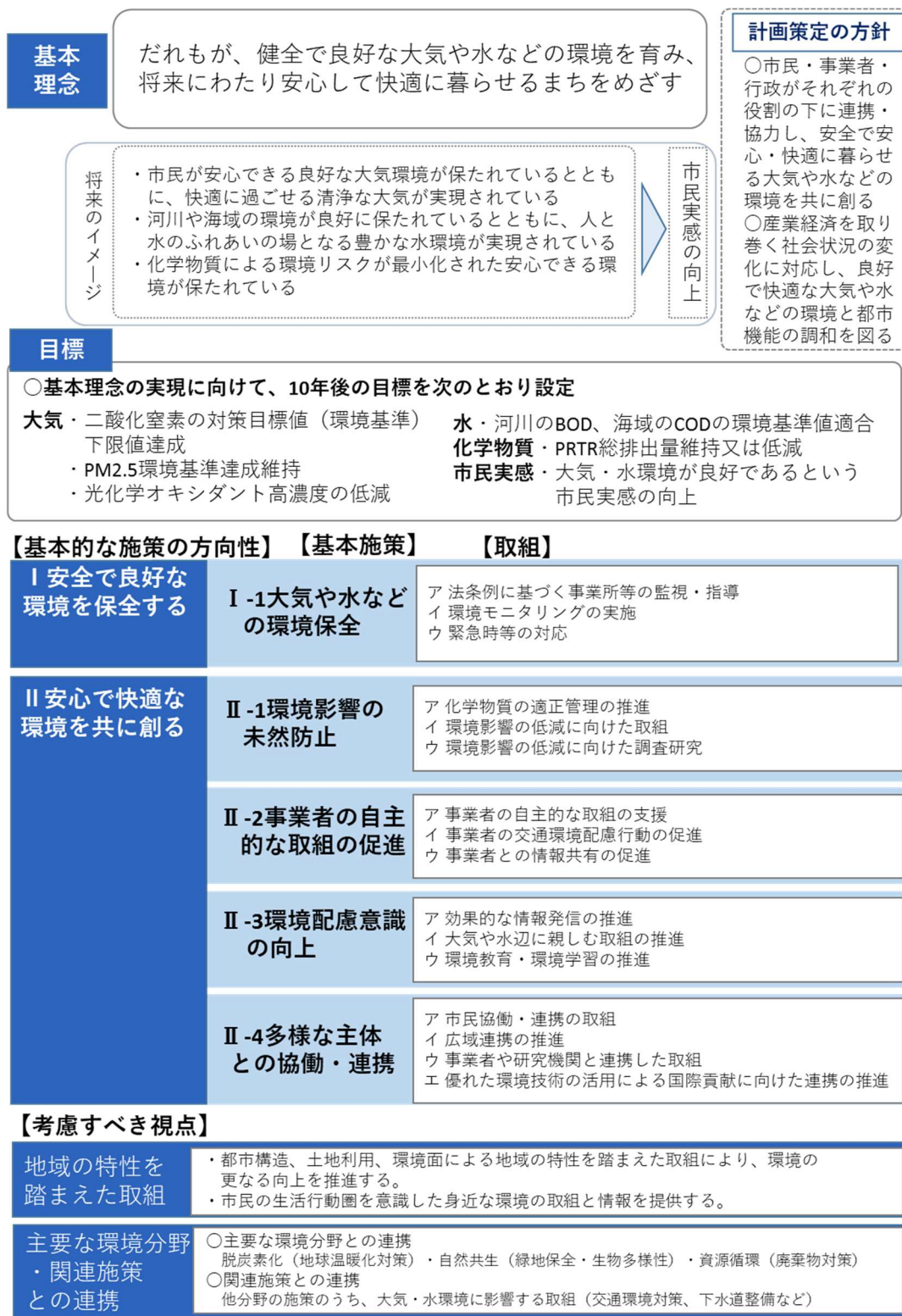
代表的な指標

- ・ 市内の空気や川、海のきれいさの満足度

なお、ここで示した目標の達成に向けた具体的な取組については、体系的に整理した上で取組の進捗を適切に管理していくべきである。

第4章 基本施策

1 施策体系



2 基本施策

これまでの環境保全のための法律及び市条例に基づく規制的手法を中心とした安全で良好な環境を保全するための取組は着実に成果を挙げており、市の環境は大きく改善した。これを維持するためには、今後もこれらの取組を継続して実施する必要がある。

また、環境の更なる向上のためには、これまでの取組を継続することに加え、市民や事業者と連携し、安心して快適な環境を共に創るための取組を協力して進めるべきである。なお、経済・社会・環境の統合的な向上に寄与する観点から、計画策定の際にも SDGs のゴールやそのターゲットの考え方を取り入れながら取組を推進することが望ましい。このため、環境基本計画や水環境保全計画において進めてきた施策を統合し、総合的に大気・水環境の取組を進めるべきである。取組を進めるにあたっては、第1章で述べた計画がめざす方向性、視点を踏まえ、次ページのとおり2つの基本的な施策の方向性を定め、それぞれ基本施策を位置づけるとともに、基本施策ごとに取組を示し、取組の進捗を把握するため、基本施策ごとに指標を設定すべきである。また、取組を示す際には、市民に身近な地域環境の情報や取組をわかりやすく伝える視点、環境に係る他の分野との連携した取組、大気や水などの環境に影響する施策と連携して取組を進める視点についても考慮すべきである。

なお、以上に述べた基本施策や取組を示す際には、計画の対象範囲である大気・水・化学物質・市民実感の目標との関係や、関連する SDGs のゴールを示すことが望ましい。

目標との関係

大気環境	(大気)
水環境	(水)
化学物質	(化学)
市民実感	(市民)



基本的な施策の方向性Ⅰ「安全で良好な環境を保全する」

市民の健康と良好な大気や水などの環境を保全するため、これまでの様々な取組により環境が大きく改善してきた成果を踏まえ、各種規制基準の遵守を図るなど、環境関連法や市条例に規定された取組（規制等）を継続して着実に推進し、環境基準の達成維持をめざす。併せて、災害発生時、大気や水質に関わる事故等の発生時に適切に対応する。

- ・基本施策Ⅰ－１「大気や水などの環境保全」

基本的な施策の方向性Ⅱ「安心で快適な環境を共に創る」

市民が身近な地域で安心して快適に暮らせるような環境をめざすため、環境への悪影響の未然防止のための取組、事業者の自主的な取組の促進、地域の環境改善の実感向上や環境配慮意識の向上による市民の主体的な環境配慮行動の促進に向けた取組等により、より良い大気や水などの環境を市民・事業者と連携して共に創る。

- ・基本施策Ⅱ－１「環境影響の未然防止に向けた取組」
- ・基本施策Ⅱ－２「事業者の自主的な取組の促進」
- ・基本施策Ⅱ－３「環境配慮意識の向上」
- ・基本施策Ⅱ－４「多様な主体との協働・連携」

Ⅰ 安全で良好な環境を保全する

Ⅰ－１ 大気や水などの環境保全

環境基準の達成・維持などのため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壤汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング等に取り組むとともに、緊急時等に適切な対応を行う。



ア 法条例に基づく事業所等の監視・指導 （大気）（水）

主な取組：法条例に基づく立入調査（大気、水質、ダイオキシン類、悪臭等）、届出等の審査・指導（大気、水質、ダイオキシン類、土壌、地盤、悪臭、騒音、振動等）、建築物解体工事における石綿飛散防止対策の実施

イ 環境モニタリングの実施 （大気）（水）

主な取組：大気環境の監視、河川・海域の水質調査、騒音調査、放射能モニタリング

ウ 緊急時等の対応 （大気）（水）

主な取組：事故時の対応、苦情相談への対応

➤ 指標 （※は成果を測る指標）

指標の詳細は付属資料-8 を参照

- ・ 環境基準達成状況※
- ・ 地盤沈下の状況※
- ・ 大気汚染防止法・水質汚濁防止法等の立入調査
- ・ 大気汚染防止法・水質汚濁防止法等の届出等の審査
- ・ 建築物の解体工事等における石綿の飛散防止対策に係る届出等の審査
- ・ 水質事故への対応状況

II 安心で快適な環境を共に創る

II - 1 環境影響の未然防止

人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざすため、環境影響を低減する取組を推進する。また、市民・事業者がお互いの環境に対する正しい認識を持てるよう情報共有を図る。



ア 化学物質の適正管理の推進 （化学）

主な取組：化学物質による環境リスクの把握（優先的に自主管理すべき化学物質を示し事業者の化学物質管理を支援）、環境リスクの理解促進に係る取組の推進

イ 環境影響の低減に向けた取組 （大気）

主な取組：環境性能に優れた施設（トップランナー等）導入促進

ウ 環境影響の低減に向けた調査研究 （大気）（水）（化学）

主な取組：大気環境に係る調査研究（光化学オキシダント等に係る調査研究）、水環境に係る調査研究（河川の生物調査など）、脱炭素等新たな課題に関する調査研究（水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究など）

➤ 指標 （※は成果を測る指標）

指標の詳細は付属資料-8 を参照

- ・ 環境リスク評価に基づく事業者による自主的な管理の改善に向けた取組の実施状況
- ・ 市民・事業者を対象としたセミナーの実施状況
- ・ 環境性能に優れた施設の導入要請への対応件数
- ・ 「きれいな水」の指標魚種の生息地点割合査※

II - 2 事業者の自主的な取組の促進

環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進する。また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援する。



ア 事業者の自主的な取組の支援 (大気)(化学)

主な取組：工場・事業場の自主的な取組を促す取組の推進、VOC 排出削減に向けた取組の推進（事業者の排出状況の把握及び削減取組の支援）

イ 事業者の交通環境配慮行動の促進 (大気)

主な取組：次世代自動車の普及促進、エコ運搬制度の運用（エコドライブの普及促進等）

ウ 事業者との情報共有の促進 (大気)(水)(化学)

主な取組：事業者交流の取組（事業者連絡会）

- 指標（※は成果を測る指標） 指標の詳細は付属資料-9 を参照
- ・ 環境に配慮した事業所等の認定状況
 - ・ VOC 削減促進に向けた取組状況
 - ・ 次世代自動車普及率※
 - ・ エコドライブ宣言登録状況
 - ・ 事業者連絡会の取組状況

II - 3 環境配慮意識の向上

市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動を促進するため、世代ごとなど、分かりやすく効果的な情報発信や環境教育を推進する。



ア 効果的な情報発信の推進 (大気)(水)(化学)(市民)

主な取組：多様な世代に合わせた内容や手法による情報発信、市民・事業者が利用しやすいデータの提供

イ 大気や水辺に親しむ取組の推進 (大気)(水)(市民)

主な取組：水辺の親しみやすさに係る河川の水環境の評価、大気を身近に感じる環境調査方法の検討

ウ 環境教育・環境学習の推進（大気）（水）（化学）（市民）

主な取組：出前授業・出前講座等の充実、水環境体験教室の実施

- **指標**（※は成果を測る指標） 指標の詳細は付属資料-9を参照
- ・ 情報発信の取組状況
 - ・ 水辺の親しみやすさに係る河川の水環境評価※
 - ・ 大気を身近に感じる環境調査等に係る取組状況
 - ・ 環境学習、出前授業、出前講座等の開催状況
 - ・ 水辺に親しむイベントによる広報活動の実施状況

II - 4 多様な主体との協働・連携

市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体が協働・連携する取組を推進する。また、大気汚染等の広域的な課題を解決するため、広域連携や事業者・研究機関との連携を強化する。



ア 市民協働・連携の取組（大気）（水）（市民）

主な取組：市民参加型環境調査、市民参加によるワークショップ等の実施

イ 広域連携の推進（大気）（水）（化学）（市民）

主な取組：国や近隣自治体と連携した取組

ウ 事業者や研究機関と連携した取組（大気）（水）（化学）

主な取組：東京湾一斉調査

エ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進（市民）

主な取組：国際的な環境保全活動への支援・連携

- **指標**（※は成果を測る指標） 指標の詳細は付属資料-9を参照
- ・ 市民参加型環境調査イベントの参加状況
 - ・ 他自治体等との広域連携による取組状況
 - ・ 東京湾環境一斉調査の参加状況
 - ・ 国際貢献に係る取組状況

3 考慮すべき視点

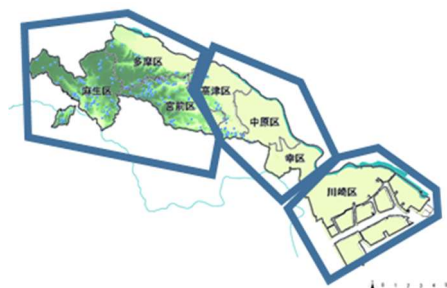
（1）地域の特性を踏まえた取組

川崎市の都市構造、土地利用の状況は地域ごとに特徴があり、その特徴や市民の生活行動圏に応じて川崎市を大きく分けると、臨海部・内陸部・丘陵部の3つに分類することができる。この区分は、立地的特徴や環境データの面でも地域の特性を表す区分となってお

次のような地域の特性を踏まえた取組を中心に、区分ごとに取組を示していくことが望ましい。

また、川崎市全体としては環境基準を概ね達成しているが、環境基準等の達成状況には地域により差異があるため、地域的な特性や課題を把握し、それを踏まえた取組を実施することにより、更なる環境の向上につなげる必要がある。

統計データや環境データはほぼ行政区別に整理されていることから、地域ごとの情報発信を進めるため行政区を基本とするとともに、立地的特徴を踏まえ、以下のとおり地域区分の考え方を示す。



埋立地が広がる、海を臨む地域。工場・事業場や物流施設が集積しており、大型車走行量の多い幹線道路がある。河口干潟には多様な生物が生息している。下水処理は合流方式であり、埋立地は下水処理区域外。

多摩川沿いに広がる比較的平坦な地域。住宅地、工場地、商業地の混在地域があり、市を横断する幹線道路がある。河川に親水護岸整備区間があり、下水処理は合流式及び分流式。

自然豊かな、起伏の多い地域であり、田畑が残っている。湧水地が多く分布しており、河川に親水護岸整備区間がある。下水処理は分流方式。

ウ 地域の主な特性、課題を踏まえた取組の方向性

地域ごとの特性や課題を踏まえ、それぞれの地域ごとの取組の方向性や、市民実感に係る取組の方向性について、以下のとおり示す。

(ア) 臨海部

a 主な特性、課題

- ・ 臨海部の工業地帯には大規模な工場・事業場が集積
- ・ 化学物質を取り扱う事業者の多くは、臨海部の工業地帯に立地しており、市全体の化学物質排出量の約9割を占めている
- ・ 臨海部は二酸化窒素等の環境基準は達成しているものの、工場・事業場や物流施設が集積していることから大型車交通量が多く、道路沿道での二酸化窒素濃度が高い
- ・ 臨海部埋立地の下水道処理区域外では、工場・事業場は海域に排水している
- ・ 海域の水質は、沖合部でCODの環境基準を超過している
- ・ 唯一海に面し、干潟が存在

b 取組の方向性

- ・ 工場・事業場の大気汚染に係る監視・指導に継続して取り組む（大気）
- ・ 道路沿道の排出ガス対策として、次世代自動車の普及促進や交通環境配慮行動の促進を図る（大気）
- ・ 地域ごとに特徴のある苦情に対して、適切に相談対応を行い、未然防止に向けた取組を推進する（大気）
- ・ 埋立地の工場・事業場排水の監視・指導に継続して取り組む（水）
- ・ 地域の特徴のあるフィールド（干潟）を活用した水辺に親しむ取組を進める（水）
- ・ 環境リスク評価を行うとともに、主に臨海部に多く立地する化学物質を取り扱う事業者による自主的な取組を促進する（化学）

(イ) 内陸部

a 主な特性、課題

- ・ 主要駅周辺の商業系地域では騒音・振動の苦情が多い
- ・ 飲食店からの悪臭苦情や野焼き等のばい煙の苦情が多い
- ・ 下水処理が分流方式の区域では、雨水は道路側溝などを通じて河川に流入
- ・ 河川の一部に親水護岸が整備

b 取組の方向性

- ・ 道路沿道の排出ガス対策として、次世代自動車の普及促進や交通環境配慮行動の促進を図る（大気）
- ・ 地域ごとに特徴のある苦情に対して、適切に相談対応を行い、未然防止に向けた取組を推進する（大気）
- ・ 分流式下水道区域で道路側溝を通じた河川水質改善の普及啓発を図る（水）
- ・ 地域の特徴のあるフィールド（河川の親水施設）を活用した水辺に親しむ取組を進める（水）
- ・ 環境リスク評価を行う（化学）

（ウ）丘陵部

a 主な特性、課題

- ・ 野焼き等のばい煙や飲食店からの悪臭の苦情が多い
- ・ 下水処理が分流方式の区域では、雨水は道路側溝などを通じて河川に流入
- ・ 飲用井戸がある

b 取組の方向性

- ・ 地域ごとに特徴のある苦情に対して、適切に相談対応を行い、未然防止に向けた取組を推進する（大気）
- ・ 分流式下水道区域で道路側溝を通じた河川水質改善の普及啓発を図る（水）
- ・ 飲用井戸に配慮して地下水質の監視に継続して取り組む（水）
- ・ 地域の特徴のあるフィールド（湧水）を活用した水辺に親しむ取組を進める（水）
- ・ 環境リスク評価を行う（化学）

（エ）地域ごとの特徴を踏まえて進める取組（市民実感）

- ・ 地域の状況や取組を容易に把握できるよう、地域ごとの取組や環境データを提供する
- ・ 市民参加型の環境調査やイベントなどの取組を通じて、地域環境への関心の向上を図る
- ・ 地域ごとの特徴を踏まえた取組をそれぞれ実施することにより、各地域での環境改善の実感を向上させ、これらを通じて市域全体の環境の向上を図る

（２） 主要な環境分野との連携及び関連施策との連携

環境に係る取組は、防災対策や産業振興、健康維持等の多様な地域課題や、気候変動等地球規模の環境課題にも貢献するものであり、環境基本計画改定についての答申においても、環境分野間の連携、SDGs の考え方を活用した社会・経済をはじめとする他分野との統合的施策などの横断的な視点を示すことが掲げられている。

大気・水環境計画においても、複合的な視点により環境施策を展開することが考慮すべき重要な視点となるため、他分野への効果が期待できる取組、他分野からの効果が期待される取組の事例を示し、他分野との連携を図りつつ、総合的に基本理念の実現に向けた取組を推進するべきである。

また、事業者による自主的取組や市民の環境配慮行動などは、環境に係る他の分野においても、今後、ますますその推進が求められる取組であることから、各分野における施策と連携し、あらゆる環境分野に係る環境意識の向上、環境配慮行動の促進につながるよう取り組んでいくことが望まれる。

ア 主要な環境分野との連携

（ア）脱炭素化（地球温暖化対策）

- ・ 温室効果ガスの排出量削減に向けた次世代自動車の普及をはじめとした交通環境対策の推進など、脱炭素化に寄与する取組

※脱炭素化は、川崎市としても、2050 年の脱炭素化の実現をめざすことを宣言するなど、特に連携した取組が求められる分野であるため、このような取組を通じて連携を図るべきである。

○基本施策ごとの取組

Ⅱ-2-ア 事業者の自主的な取組の支援

環境行動事業所制度

環境負荷低減行動計画書の適正な運用

Ⅱ-2-イ 交通環境配慮行動の促進

エコ運搬制度の運用

次世代自動車の普及促進

エコドライブの普及促進

Ⅱ-4-ウ 広域連携の推進

他自治体連携（県公害防止推進協議会、九都県市、六大都市自動車、関東大気推進連絡会）

Ⅱ-4-エ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進

国際的な環境保全活動への支援・連携

(イ) 自然共生（緑地保全・生物多様性）

- ・ 多様な水生生物との共生につながる良好な河川・海域の水質保全など、自然共生に寄与する取組

○基本施策ごとの取組

Ⅱ-3-イ 大気や水辺に親しむ取組の推進

水辺のふれあい指標による河川の水環境の評価

水辺・川崎港の生き物調査及び調査結果を活用した普及啓発

Ⅱ-3-ウ 環境教育・環境学習の推進

水環境体験教室の実施

Ⅱ-4-エ 事業者や研究機関と連携した取組

産学公民連携による共同研究事業

(ウ) 資源循環（廃棄物対策）

- ・ 事業者の廃棄物削減に向けた自主的取組の支援や、水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究など、資源循環に寄与する取組

○基本施策ごとの取組

Ⅱ-1-ウ 環境影響の低減に向けた調査研究

水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究

Ⅱ-2-ア 事業者の自主的な取組の支援

環境負荷低減行動計画書の適正な運用

なお、協定に基づく災害時対応など、防災・減災の観点でも他の関係機関と連携した取組を進める。

イ 大気・水環境分野に影響する関連施策との連携

関連する他分野の施策のうち、大気・水環境に影響する取組については、他分野の施策による大気や水などの環境への効果を考慮した「大気・水環境に影響する関連施策との連携」の取組として位置づける。

(ア) 【大気環境に影響する施策】

- ・ 交通環境対策：環境負荷の少ない交通
- ・ 大気環境対策：大気環境へのアスベスト飛散防止、大気環境に係る健康影響の研究
- ・ 健康影響対策：医療費一部助成などの健康影響対策

(イ) 【水環境に影響する施策】

- ・水質 : 下水道整備、浄化槽管理、水質検査 等
- ・水量 : 緑地保全・緑化推進 等
- ・水生生物・水辺地: 環境に配慮した河川保全、環境教育・環境学習 等
- ・水環境保全推進: 市民協働、自治体連携、国際貢献 等

(ウ) 【化学物質に影響する施策】

- ・化学物質の適正使用: 農薬の適正使用 等

(エ) 【その他全般】

- ・横断的・総合的な施策 環境影響評価、経済的支援 等

第5章 推進体制及び進行管理

計画に定める大気や水などの環境を保全し、更なる改善を図るための施策を総合的に推進していくためには、計画の進捗に関して、単年度ごとに取組状況を把握、点検し、取組の修正を行うなど、適切に進行管理を行う必要がある。その達成状況については、環境審議会に報告するとともに公表していくことが望ましい。

進行管理を実施する中で、PDCA サイクルを基本とした仕組みで取組の実効性を評価し、新たな取組や見直すべき取組などを精査した上で、計画策定後5年で具体的な取組の見直しを行うべきである。

なお、計画の見直しの際に、例えば市条例との整合を図る必要など、計画以外にも見直しの影響が及ぶことも想定されるが、そうした場合には計画見直しの影響が及ぶ市条例など他の制度の見直しの必要性を併せて点検することなどについても検討されたい。

最後に、基本施策に基づく具体的な取組と、それらの進捗を図るための基本施策ごとの指標については、計画を策定する際に一覧化する等分かりやすく示すことが望ましい。基本施策ごとの指標として掲げたもの以外にも継続して実施している測定等が多くあるものとするが、継続したモニタリングは対策の基礎となるため、引き続き適切に実施していくことが望ましい。